同志社大学大学院司法研究科(法科大学院)の現状と課題

一自己点検•評価報告書 2010年4月~2011年3月-

2011年3月

同志社大学大学院司法研究科(法科大学院) 自己点検•評価委員会

はじめに

同志社大学大学院司法研究科(法科大学院)は、開設以来、高度の専門的な 法的知識、豊かな人間性・感受性および人権感覚を基礎に十分な職業倫理を身 に付けた、21世紀の社会が求める法曹を養成するために努力を重ねている。

本報告書は、本法科大学院の2010年度の歩みを自省し、今後取り組むべき諸課題を整理し、人格・見識ともに優れた2名の外部評価委員(実務家1名、研究者1名)の評価をへてまとめたものである。

「司法制度改革審議会意見書」(平成13年)が描いた、プロセスとしての法曹養成,法科大学院修了生の7~8割を合格させる等の制度設計は依然として揺らいでいるが、司法制度改革の理念を心に刻み、今後とも自己点検・評価の活動を怠らず、教育目標の実現に努めていきたい。

2011年3月 同志社大学大学院司法研究科(法科大学院) 自己点検・評価委員会

目 次

第	1 1	草	教育の理念及び目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
	1.	カ	リリキュラム
	2.	玉]際性
	3.	学	内諸機関との連携
	4.	ス	試制度
	5.	入	学定員
	6.	改	(善された点と今後の検討課題
第	21	章	教育内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
	1.	カ	リキュラム改革
	2.	単	位数
	3.	淮	がインターンシップ,外国法実地研修
	4.	妆	で善された点と今後の検討課題
第	3 1	章	教育方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0
	1.	授	業のかたち
	2.	授	業の方法
	3.	履	修科目登録単位数の上限
	4.	改	(善された点と今後の検討課題
第	41	章	成績評価及び修了認定・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
	1.	成	減評価
	2.	僧	了認定
	3.	改	で善された点と今後の検討課題
第	51	章	教育内容等の改善措置・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
	1.	辸	(善措置
	2.	美	務家教員と研究者教員との相互研修
	3.	妆	で善された点と今後の検討課題
第	61	章	入学者選抜等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
	1.	ス	学者受入
	2.	収	は容定員と在籍者数
	3.	迩	(善された点と今後の検討課題

第7章 学生の支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3. 障がいのある学生に対する支援	
District Andre	
4. 親睦等	
5. 修了率及び新司法試験の出願者数	
6. 法曹としての活動状況	
7. 職業支援(キャリア支援)	
8. 改善された点と今後の検討課題	
第8章 教員組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 3 1
1. 教員の資格と評価	
2. 教員の配置と構成	
3. 実務家教員	
4. 科目配置	
5. 研究環境	
6. 改善された点と今後の検討課題	
第9章 管理運営等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 3 9
1. 管理運営の独自性	
2. 今後の検討課題	
第10章 施設、設備及び図書室等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
	• • 4 2
1. 施設 2. 設備	
2. 政備 3. 図書室	
4. 改善された点と今後の検討課題	
第11章 自己点検及び評価等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 4 5
1. 自己点検・評価	
2. 情報の公表	
3. 教員の情報の公開	
4. 情報の保管	
5. 今後の検討課題	

第1章 教育の理念及び目標

1. カリキュラム

21世紀の司法を担う法曹に求められているのは、豊かな人間性や感受性、幅広い教養 と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加え、社会や人間関係 に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等である。

本法科大学院では、こうした人材を育成するため、民事・刑事司法に携わりたい者、市井にあって社会的正義の実現に寄与したい者、国際社会に雄飛して渉外法務等ビジネスの分野で活躍したい者等々の、多種・多様なニーズに対応できるようカリキュラムを編成し、「良心教育」、「国際性」、「高度の専門性」という本法科大学院の教育理念に裏打ちされた専門的能力を修得できるよう配慮すると共に、本法科大学院の教育目的により適合的なカリキュラムの編成・教育内容の改善を目指して常に検討を重ねている。

2. 国際性

本法科大学院は、教育理念の一つである「国際性」に富む法曹の養成に、設立当初から力を注いでいる。その第1は海外インターンシップである。第2は海外研修である。海外研修では、裁判の傍聴や法律事務所等の訪問を通して、学生は海外における生の法律実務に接している。

海外インターンシップも海外研修も当初は単位認定されていなかったが、2007年度 以降のカリキュラムにおいて、海外研修については「外国法実地研修」という科目名で2 単位を配当することにし、「海外インターンシップ」については、そのままの科目名で2単 位を配当することにした。学生は、このインターンシップ、研修に参加することにより、 国際性を身に付け、将来の渉外弁護士としての活動への足掛りとすることができる。

2010年度「外国法実地研修」は、2010年9月1日(大阪発)~9月12日(大阪着)の期間で実施された。学生11名が教員1名(途中参加した教員が別に1名)と共にヨーロッパ4か国でEU司法裁判所など14か所の専門機関を訪問して、日本の司法制度の現状を外から見て考える貴重な時間を持つことができた。引率教員である本法科大学院のH.P. Marutschke 教授の報告書(本法科大学院ホームページ、『法学教室』2011年1月号 No. 364 P. 154~158 に掲載)から本研修の教育効果がいかに大きなものであるかが分かる。

本法科大学院は、海外の法曹養成機関との提携にも努め、カリフォルニア大学へイスティングス校ロースクールとの学術交流協定を2009年4月に締結した。また、2010年2月には、本学法学研究科とともにウィスコンシン大学ロースクールと単位互換プログラムに関する協定を締結した。この協定により、ウィスコンシン大学ロースクールのLL.M.プログラムに入学した場合に本法科大学院で履修した単位が最大5単位まで認定されるとともに、ウィスコンシン大学の教員が本法科大学院で開講する共同授業(外国法特別セミナー)の単位をウィスコンシン大学の単位として最大6単位まで履修することができる。2010年度は、ウィスコンシン大学から2名の教員を客員教員として招聘し、外国法特別セミナーを集中講義形式で2クラス開講した。履修者は合計8名(法学研究科学生を含む)であった。同じく、2010年2月に、ミシガン州立大学ロースクールと包括的な学

術交流協定を締結した。この協定により、ミシガン州立大学ロースクールが7月18日から8月10日までの間、本法科大学院の施設を利用してアメリカやカナダのロースクール学生を対象としたサマープログラムを実施し、3名の引率教員と22名の参加者を受け入れた。本法科大学院や本学法学部の教員が授業や講演を行ったほか、本法科大学院学生との交流会も開催された。

3. 学内諸機関との連携

本法科大学院は独立研究科であるが、同志社大学において学問分野を同じくする法学部・法学研究科との教育・研究上の連携を図りながら教育内容等の充実に努めるために、両機関の執行部が相互の連携について適宜協議を重ねた。本法科大学院では、法学部・法学研究科教員が本法科大学院教員として移籍任用される場合を想定し、「司法研究科教員の採用・昇任等の手続に関する規則」「司法研究科人事委員会規則」の一部を11月24日の教授会で改正し、本学「法学部教員の司法研究科への移籍に関する特則」を設けた。

4. 入試制度

教育目的を実現するためには、法曹を目指す多様な人材を迎え入れる必要がある。本法科大学院は、入試制度について志願者の能力をより適切に評価できる出題・採点のあり方など継続的に検討を重ねている。

5. 入学定員

本法科大学院の入学定員は、2010年度入学者から入学定員を2割削減し、1学年120人(法学既修者80人、法学未修者40人を目安として募集)とした。

6. 改善された点と今後の検討課題

[改善された点]

- (1) 専任教員人数を維持したまま入学定員を減少させることができたことで、きめ細や かな少人数教育がより一層可能となり、教育効果へのよい影響を期待できる。
- (2) 本法科大学院の教育目的をより効果的に実現するために、各教科の間で情報を共有 し合うことで教育内容等についてこれまで以上に実質的な検討ができるよう、教育推進 委員会を再編した。
- (3) カリキュラム改革について検討を重ね、2011年度に向けカリキュラムの一部を改革した。
- (4) 長期的展望,計画性をもって教員人事を進めるため2010年1月教授会のもとに設置された「人事委員会」が活動を開始し、本法科大学院教員全員が推薦権を持つことでより優れた人材を得るという方針のもとで具体的な人事が進められた。
- (5)「学び方シリーズ」として学内外の講師による新入生を対象とする課外講義を実施する等,導入教育に力を入れた。また,入学予定者に対して毎年実施しているガイダンスの一環として,教員と共に1泊する合宿形式を2010年度入学予定者について試みに取り入れたが,2011度入学予定者についても,2011年1月15,16日の両日実施した。また2月~3月の土曜日に計5日,10講義の入学前導入教育を実施した。

(6) 本法科大学院の教育理念の一つである「国際性」に関係して、先の「2. 国際性」に記載のように大きな成果をあげた。

〔今後の検討課題〕

- (1) 2010年度新司法試験合格者は全国11位の55名でありこの間の低迷をとりあえず止めることはできたが、本法科大学院の教育は21世紀の日本社会、国際社会で活躍できる人材の育成に寄与しようとするものであることからも、また本法科大学院の学生たちが希望を持って学ぶことができるようにするためにも、一層多くの法曹を送りだせるようにすることが求められている。
- (2) 外国法実地研修等の2010年度の成果を踏まえ,「国際性」という本法科大学院の教育理念のより効果的な実現のための方策について今後とも検討を怠らないことが必要である。
- (3) 本法科大学院の教育目的を達成し教育効果を高めるためには、切れ目のない人材の確保等必要とされる人的・物的な条件整備等について検討を継続することが必要である。

第2章 教育内容

1. カリキュラム改革

本法科大学院は、2006年3月第1期の修了生を出した時点で法科大学院として完成年度を終えたことから、教育内容の見直し、変更を行い、2007年度入学生から新しいカリキュラムのもとで教育を行ってきた。2009年度、さらに法科大学院での教育内容の充実と設置科目のスリム化をはかるために、カリキュラムの全面的な見直しを行い、2010年度入学生から適用された。また、法律基本科目となるA群基礎科目(未修者1年次配当科目)の充実をはかったことにより、2010年度の修了必要単位数は2009年度のそれから6単位増えて102単位になっている。

I. 2010年度カリキュラムに基づく授業の実施

(1)総合演習科目と選択必修制

公法総合演習、刑事法総合演習そして2009年比で2科目増え5科目となった民事法総合演習の計7科目からの選択制が2010年度から採用されている(3科目6単位を選択必修とする)。また、従来から演習クラスについてはクラス指定制をとっていたが、総合演習については、2010年度から学生によるクラス選択が認められている。学生はこれにより自己の弱点を補強することができるよう、自らの判断で科目を選択することができる。

(2) 基礎科目

「公法講義IV (行政救済法)」「刑事法基礎講義」「商法講義II」「民事訴訟法講義II」が 2010年度から新設されている。これまで授業時間が少なく、それぞれの科目につき、 基本事項の理解が不十分なまま「演習」を履修しなければならなかったので、授業時間 を増やすことにより、段階的な学習が可能になり、基本事項を理解したうえで演習に取り組むことができるようになった。

(3) 展開・先端科目

新司法試験の選択科目に相当する科目は「展開・選択科目 I 」という名称でD群にまとめられている。新司法試験の選択科目でない科目は「展開・先端科目 II 」という名称でE 群にまとめられている。学生の要望に応えて、専門分野に特化した法曹を養成する態勢の充実のため、「著作権法 II 」「租税法 II 」「倒産法 II 」などの科目が 2010年度からD群に増設され、また、債権法改正に向けた立法作業が進められることをにらんで、債権法改正の動向をタイムリーにフォローできる科目が E 群に設けられている。

(4) 基礎学力向上のための講義科目

2009年度には、基礎学力向上のために、「C群 基幹科目」に、選択科目として、「刑法特講 I」「刑法特講 II」「現代法律行為論」「法定債権法」「親族法」「相続法」「刑事訴訟法特講」「捜査法」「刑事公判法」「民事訴訟法特講」の科目が置かれていたが、2010年度にはさらに「商行為法・手形法」「会社法特講」を置き、各自の判断で追加的に履修できるようにした。

(5) 応用ゼミ

2009年度のカリキュラム改革で「応用ゼミ」のいくつかのものは各群の科目に移すことにしたので、2010年度からは、それでカバーできないテーマに限って、例外的に

設置されている。このゼミでは、その時々の重要トピックを機動的に学修する機会を提供することとし、参加者は少人数とされている。そのことで、担当教員のきめ細かな指導を受けることができるようにした。たとえば、「応用ゼミ(展開・先端 I) 一倒産法演習一」や「応用ゼミ(展開・先端 I) 一商事訴訟・非訟・保全の実務問題一」は、実務家教員が担当している。これによって実務的思考が可能となり、学生の人気も非常に高い。

(6) 外国法科目

2009年度のカリキュラム改革でアメリカ法関連科目の若干のものが整理・統合される一方,2010年度開講でアジア法が置かれた。50名の学生が「アジア法 I」(春学期)を,4名の学生が「アジア法 I」(秋学期)を受講した。「アジア法 I」では中国法が,「アジア法 I」では韓国法が講じられている。

(7) 法律実務演習科目

学生の要望に応えて、特定のテーマについて論理的な、また法曹として適切な文章を書くことができるよう、文章力育成のために2010年度から設定された法律実務演習科目は、文章による表現になれていない学生のための科目であり、原告側あるいは被告側の代理人として、内容の面でも表現の面でも適切な表現でもって文書が作成できるよう指導している。原則として、研究者教員と実務家教員の2名で担当する。テーマの選定は担当者に委ねられている。

Ⅱ. 導入教育の充実

2010年度からは、これまで散発的に行われていた導入教育を、未修者、既修者それぞれについて系統的に行っている。未修者のためには、民法、刑法等の学び方を学内外から講師を招いて、講演会あるいは学生との懇談の形式で行った。他方、既修者のためには、各法領域ごとに判例と学説の関係、あるいは最近の重要判例の問題点、さらには最近の法改正の状況などを取り上げ、講演会形式で行った。その他、各科目ごとに、必要に応じて入門的授業を行っている(例えば、基礎知識の不十分な学生のために演習科目につき演習問題を解くうえで必要な基礎理論の解説を行い、応用の仕方を学ばせた)。

〔科目群〕

2010年度カリキュラムの科目群を整理すると以下のようになる。

A群:「基礎科目」(法学未修者を対象とする法律基本科目及び法学の基礎に関する科目) 法学未修者を対象にした科目群であり、法律学の基本概念の理解、法的思考方法及び事 例に即した問題解決能力を修得させ、入学後1年で、2年コースの法学既修者に相当す る学力を持たせることを目的にして編成されている。公法、刑法、商法、民事訴訟法に つき、2009年度より各1科目増えている。

B群:「法曹基本科目」(裁判実務の基礎及び法曹倫理に関する科目)

法曹としての実務的専門能力を養成するための科目群で,「刑事訴訟実務の基礎」「民事訴訟実務の基礎」を設置している。専任の実務家教員のほか,派遣裁判官,派遣検察官を科目担当者として配置している。また,実務家として必要な高度の倫理性を身に付けさせるため,「法曹倫理」を設置している。また,入学直後に法律文書の基本型である要件効果モデルの構造,基礎的な作文技法,判決文のスタイルと読み方を学ぶ「法情報調査・文書作成入門」が2010年度から加わっている。

C群:「基幹科目」(法律基本科目に関する演習科目及び講義科目)

カリキュラム全体の中心に位置する科目群であり、ここでは解決を必要とする問題を明らかにし、多面的考察の下に複数の解決手法を示し、それらの中から最適の解決方法を探究することとする。つまり、高レベルの法解釈能力を養う教育を行うことが、この科目群の目的である。また、実体法と手続法の相互関連性等や関連科目を一体的に理解させ、総合的な理解力・応用力を養成することを目的に、演習に加えて総合演習を設置している。受講生は3科目以上履修しなければならない。

D群:「展開・先端科目 I」(法律基本科目以外の応用的先端的な法領域に関する科目の内, 新司法試験の選択科目に関するもの)

必修の基幹科目で養った学力をさらに発展させ、高度の専門性を身に付けるための科目群であり、展開・先端科目の内、「労働法」「経済法」「知的財産法」「国際関係法」など、新司法試験の選択科目に対応する科目が集められている。

E群:「展開・先端科目Ⅱ」(法律基本科目以外の応用的先端的な法領域に関する科目の内, 新司法試験の選択科目となっていないもの)

必修の基幹科目で養った学力をさらに発展させ、高度の専門性を身に付けさせるための科目群であり、法改正の動向について情報を提供し、実務に対応できる先端知識を学ばせ、法的紛争の解決能力を修得させる。多くの先端的法領域を網羅し、実務法曹としての高度の専門性を養成し、現代における法的紛争の多様化に応えるために必要な科目が配置されている。

F群:「外国法科目」(諸外国の法制度や法解釈に関する科目)

外国法制に精通した教員が、アメリカ法、イギリス法、EU法、アジア法等を教授するための科目群であり、諸外国の実務家に伍していける技能を修得させる。「外国法実地研修」や「海外インターンシップ」では、外国法が適用される現場を訪ね、渉外法務を、身を以て体験することができる。

G群:「基礎法・隣接科目」(基礎法学及び法学に関連する分野の科目)

実務法曹として必要な,実定法解釈の方法論,価値判断体系を身に付けるための科目群であり,「法理学」「比較法文化論」「法社会学」「現代人権論」等の科目は,法学未修者も1年次から体系的に学修できるよう配置されている。

H群: 実務関連科目(法曹としての技能や法律実務に関する科目)

B群科目と連携して、実務に必要な専門的能力を養成する科目群であり、「刑事模擬裁判」「民事模擬裁判」「クリニック」「エクスターンシップ」「法律文書作成」「法律実務演習」が設置されている。これらの科目は全て実務家教員が中心となって担当する。「刑事模擬裁判」「民事模擬裁判」では、ロールプレーによる裁判実務の体験的学習を試みている。「クリニック」では、相談者の真意をどのようにして引き出すか等の実務教育が、「法律文書作成」では、民事関係の具体的事案を材料にして文書作成の技法の修得等の実務教育が行われている。「エクスターンシップ」では、学校法人同志社の諸学校の卒業生で構成されている同志社法曹会、京都弁護士会及び大阪弁護士会等と連携して弁護士事務所に学生を派遣し、実務能力の養成が行われている。「法律実務演習」では、研究者教員と実務家教員によって法律実務家として適切な文章が書けるよう、表現力を養成する。法律実務演習科目では、裁判所に提出する法律文書作成よりも、より基本的な書面作成技法を学ばせることとしている。純粋未修の学生にとって法的思考に即した文章を作るこ

ともかなり困難を伴うので、基本的技法の習得を目的とした。

いずれの科目も,双方向型ないし多方向型の授業が可能な少人数教育を基本とし,授業中の対話やレポートの作成・提出等の方法を用いてきめ細かい指導を行うことにより,基本的な法的知識の修得を図るとともに,法的思考力,分析力,表現力の養成を目指している。また,法科大学院が法曹養成機関であることを踏まえ,教育課程は,学部教育と異なり,理論と実務の架橋となる専門職教育を行うよう配慮されている。これらの教育課程を経ることにより,新司法試験及び司法修習に向けて必要とされる理論及び実務に関する知見と素養を十分に修得できると考えられる。

これに加えて、法曹としての責任感や倫理観を涵養するため「法曹倫理」を必修科目としていることはもとより、法解釈の基礎となる方法論や価値判断体系を学修させるとともに、現実に生じているさまざまな社会問題にも焦点を当てた「G群 基礎法・隣接科目」や、諸外国の法制度を学ばせる「F群 外国法科目」に関係した科目を多数設置し、履修させている。

以上のような科目群は、良心を基礎として法を運用し、豊かな人間性と幅広い教養、高度の専門性を持ち、多角的な視点及び国際的な視野を有する法曹を養成するという、本法科大学院の設立の理念に沿うものである。

2. 単位数

2008年度より96単位を課程修了の必要単位としていたが、2010年度は、これを102単位に改めた。その内訳は、(1)必修科目は、A群から34単位、B群から6単位、C群から22単位の合計62単位、(2)選択科目は、C群1類から6単位以上、D群・E群から12単位以上、F群・G群から各々2単位以上の計6単位以上、H群1類から2単位を含むH群から4単位以上を含む、合計40単位以上である。

従来の96単位を102単位に改めることにより、各法分野の基礎理論の理解を確実なものにすることとした。そのため、「F群 外国法科目」「G群 基礎法・隣接科目」の最低必要単位数を、各4単位から各2単位に変更した。

法学既修者の場合は、A群科目34単位を修得したものとみなし、必修科目28単位、 選択科目40単位以上(選択科目の条件については上に同じ)、合計68単位以上の修得を 必要とする。

3. 海外インターンシップ, 外国法実地研修

〔海外インターンシップ〕

2009年度と2010年度の派遣先は、シンガポールであった。

[外国法実地研修]

2009年度は登録者が定数に満たなかったため実施することができなかった。 2010年度「外国法実地研修A」については担当者の在外研究のため実施できなかったが,「外国法実地研修B」については実施した。派遣先は,カールスルーエ,フランクフルト,ストラスブール,ルクセンブルク,ブリュッセル,デュッセルドルフである。研修内容は担当者 Marutschke 教授の「Report 法科大学院生の外国法実地研修-ヨーロッパを中心として」『法学教室』 2011年1月号No. 364P. 154~158に紹介されている。

4. 改善された点と今後の検討課題

[改善された点]

- (1) 入学定員を削減したことによりこれまで以上に小クラスでの授業が可能になり、学生個々人の能力を把握して、授業を進めることができ、また授業中の議論、質疑応答も密に行うことができるようになることが期待できる。また、講義・演習において各担当者の授業の改善、例えば、基礎概念の理解を深める、問題検討の道筋を考えさせるなど新しい試みも期待できる。
- (2) 2010年度カリキュラムにより,
 - ①未修者教育充実のための基礎科目等が充実し、学生の基礎学力の向上が期待できる。
 - ②民事法総合演習科目が増設され、また総合演習科目を必修制から選択必修制とする ことになり学生の授業選択の自由度が高められ、学生の各科目の習熟度に応じた履 修計画の設定が可能になった。
 - ③C群選択科目の見直し(一部E群への移行)等が行われ、履修上の制約に対する配 慮がなされた。
 - ④H群に法律実務演習科目が新設され、書面教育の充実がはかられた。
 - ⑤ F 群にアメリカ法, イギリス法, E U 法に加え, アジア法関係科目が新設され, 外国 法教育を更に充実させることができた。
- (3) 2011年度より、正規の授業としての位置づけではないが、しかし授業負担コマ数に算入できる「学習指導」が新設される。正規の授業ではないので、「学習指導」を行うか否か、担当する場合の指導の具体的内容をどうするかは教員の判断に委ねられており、「学習指導」に対する学生の出席も自由である(出席は義務ではない)。「学習指導」の場を通して、勉学上のアドバイスを与える等、指導学生の実情に応じたきめ細かい指導が行われることで学生の学力向上を図ることを目的にした新制度である。

〔今後の検討課題〕

- (1) 2008年度・2009年度の両年度に、文部科学省の専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム「法科大学院コア・カリキュラムの調査研究」に基き、法科大学院における「共通的到達目標(コア・カリキュラム)モデル案」が公表され、2010年9月には第2次修正案も公表された。このモデル案を法科大学院の教育に導入するため、本法科大学院でも検討を試みた。現在のところ、いくつかの科目に部分的に導入されている状況である。なお、引き続き検討していくことが必要である。
- (2) 法律実務演習について、1年間実施の結果、実体法の科目については、課題設定および学生作成の文書の検討もほぼ満足すべき状況であるが、手続法の科目については、課題にも事後の検討にも問題を残している。
- (3)「海外インターンシップ」「外国法実地研修」にこれまで参加した学生は多くのことを学んでいる。2010年度は、2人の学生を「海外インターンシップ」でシンガポールに派遣し、「外国法実地研修B」では、11人の学生をカールスルーエ、フランクフルト、ストラスブール、ルクセンブルク、ブリュッセル、デュッセルドルフ、以上6都市に派遣することができた。本法科大学院の教育理念の一つである「国際性」との関係で「海外インターンシップ」「外国法実地研修」を今後どう運営していくかについて検討する必要がある。特に、担当者の負担が大きいので、担当者を複数とすることも検討すべ

きである。

- (4) 学生は新司法試験科目を中心に履修する傾向にあるが、法曹として持つべき幅広い教養や専門性に関係して、新司法試験科目以外の科目の選択について何らかの指針を示すことがよいのかを検討する必要がある。
- (5) 新司法試験の合格者数は過去5年間、いずれも期待したほどに多くない。その原因の一つは基礎学力の不足にあるものと思われる。導入教育等、各法の基礎を理解させる具体的な方策を検討してきたが、今年度、その成果が若干現れたかにみえる。しかし、まだ十分とはいえない。特に公法、刑事法、民事法相互の関係、各法分野内での専門分野間の調整が不十分と思われる。今後、各分野間で連絡を密にする必要がある。
- (6) 修了必要単位数が、2010年度から96単位から102単位に増えることにより、 学生の基礎学力の向上が期待されたが、選択制を導入したために、その選択に偏りが出て学力向上の機会を失っている学生がいないか等、選択制の見直しを含めた検討が求められる。単位増によって学生の自由な学習時間が減少することになり、そのために何らかの問題が生ずることも想定される。状況を注意深く見守ることが必要である。

第3章 教育方法

1. 授業のかたち

本法科大学院では,演習を1クラス20~25人で行い,基幹科目の少人数教育を実現することで,双方向,多方向形式の議論による法理論の理解を徹底し,実務的な法運用の鍛錬を行っている。講義,演習で十分に理解しきれない場合には,オフィス・アワーや指導教授制度等を積極的に活用させると共に,夜間にアカデミック・アドバイザーとして待機する若手弁護士に質問,相談する場も提供し,その利用を勧めている。

[学生の登録数]

本法科大学院の教育課程は、法科大学院設置基準の趣旨に従い、A群からH群までの各科目から編成されている。

A群(「基礎科目」)は、法学未修者を対象にして、原則 50 人を 10 クラスとして講義を進めるものである。B群(「法曹基本科目」)についても、10 フラスの学生数は、原則 40 ~ 50 人である。C群(「基幹科目」)の演習科目は、原則 25 人までの0 フラス編成で行ってきた。

〔他研究科開講科目の履修等〕

本法科大学院の学生は同志社大学の他研究科の開講科目を履修できる。また、関西4大学(同志社大学・関西大学・関西学院大学・立命館大学)の協定に基づく単位互換制度により、本法科大学院学生は他大学の法科大学院開講科目を履修することができる。もっとも2010年度の登録者はいない。

本学の中の他研究科の学生が本法科大学院開講科目の履修を希望する場合,本法科大学院の内部基準が定める条件を満たせば履修が認められる。もっとも2010年度の登録者はいない。

2. 授業の方法

〔専門的な法知識と具体的な応用能力の育成〕

A群科目(「基礎科目」)は、法学未修者のための開講科目であることから講義形式を取るが、学生の予習度、講義の理解度、応用能力をチェックするために、小テストや中間テストを実施し、あるいは質疑応答の機会を適宜設けるよう努めている。また、相当数の科目において、具体的な事例についての討議も適宜行われている。C群の必修科目(「基幹科目」)は全て演習であり、具体的な事例検討を前提とした徹底した双方向形式での授業が行われている。

B群科目(「法曹基本科目」), D群科目(「展開・先端科目 I」), E群科目(「展開・先端科目 II」), F群科目(「外国法科目」), G群科目(「基礎法・隣接科目」), H群(「実務関連科目」)においても、その科目の特質に基づいて、教員の裁量の下、双方向での授業を原則としながら、授業形式についてはさまざまな工夫が凝らされている。

実務関連科目の「エクスターンシップ」については、現在、国内においては、関西圏の 31法律事務所で、関東圏の2法律事務所で学生が研修をしている。

授業時間以外でも、担当教員のオフィス・アワーやアカデミック・アドバイザーとの面

談で、学生は疑問点を解消することができる。科目によっては、担当教員が e-learning の 基盤として学内で整備された教育支援システム (e-class, DUET 等)上の掲示板等を積極 的に活用する等して、学生の理解度をさらに深める等、授業の効果を高めるために創意工夫をしている。

[授業計画・授業内容の事前開示,成績評価基準]

1年間の授業内容や成績評価方法(定期テストと平常点評価の割合やその評価基準)については、シラバスにより、事前に受講生に告知されている。なお、本法科大学院はGPAによる成績評価を行っている。各科目の評価結果分布もWEB上で公表している。

教材、資料、レジュメ等は、多くの科目について、開講前に全授業回数分配付される。また、そうしない科目についても、授業日の1週間前には原則として毎回配付され、学生の予習に十分な配慮をしている。学生の教材入手をより容易にするために、e-class等の学内システムを利用して教材を配布している科目が増えてきている。

3. 履修科目登録単位数の上限

2006年度までの旧カリキュラムにおいても、2007年度以降の新カリキュラムにおいても、年間登録制限単位は36単位(但し最終学年は44単位)であったが、2010年度より未修者教育を強化する目的でA群科目を6単位増加したのに伴い、未修者1年次については42単位とした。1学期の登録単位数は1単位以上22単位を限度としている。

なお、従来は102単位以上とされていた修了必要単位数について、2007年度に見直しの検討を行い、2008年度入学生から96単位以上(必修68単位、選択科目28単位以上)に削減し、併せて2008年度に既に在籍中の学生にも遡及的に適用する措置を採った。もっとも2010年度より、未修者教育を強化する目的で、A群科目を6単位増加したのに伴い、修了単位数が再び102単位以上になった。

4. 改善された点と今後の検討課題

〔改善された点〕

(1) 少人数教育の徹底

2010年度からは、入学定員が120名(既修者80名・未修者40名を目安)になったのを機に、演習科目は原則20名程度、A群基礎科目の講義についても原則40名程度のクラスサイズで行っている(ただし2010年度については法学未修者の入学者の関係で50名前後となっている)。このように少人数教育の理念を一層徹底し、教員が学生の理解度をきめ細かくチェックしながら、学生一人ひとりのニーズに合った適切な指導を図る体制をすでに整えている。

(2) 学生の負担を十分に考慮した授業内容および教材の精査・改善

本法科大学院では、市販の演習書等を利用する一部の授業を除き、教材の開発を独自に行っている。かつては、学生が予習・復習に要する時間を十分に考慮せず、関連する判例、参考とすべき論文等を多数配布する例もあったため、学生に過大な負担となっているという問題点が指摘されていた。この点は、授業評価アンケートの分析結果を踏まえて、科目担当者間で念入りに議論・検討したため、かなりの問題が改善された。さら

に最新の判例・学説の動き等を考慮して,新年度の開始前に,毎年教材の改訂作業を行っている。

これまでも同一科目を複数の教員が担当する場合,各科目群(A群,B群・H群,C群)の担当者間で個別に綿密な情報交換がなされてきたものの,2009年度からは各科目群ごとの担当者会議の場を定常的に設けることとし,教員相互間の情報共有をよりいっそう推進している。

- (3) その他教育方法における改善点
- ①2009年度から着手し、本年度もさらに改善を重ね、継続して取り組んでいるもの
- ・在学生に対して,直ちに改善可能な授業運営上の問題点に迅速に対応するため,各学期に中間アンケートを実施し,一定の成果を収めている。
- ・特に純粋未修者のスタートアップを支援するための導入教育において工夫を重ねてお り、一定の成果をおさめている。
- ・書面教育の充実および各学生の理解度をきめ細かに把握しながら授業を運営するために、C群必修科目・選択必修科目を中心に、小レポートを適宜実施する科目を増加し、同時にレポート等による学生の負担のバランスにも配慮するよう、科目担当者間で調整を図っている。
- ・担当教員の裁量により、学期末試験(未採点)解答用紙の持ち帰りを許す措置(複写式答案用紙の使用)をとるとともに、新司法試験科目に関しては講義担当者(専任教員に限る)による講評会の開催を義務付けることにより、学期末試験の結果に対するフォローを充実させてきている。
- ②2010年度から着手したもの。
- ・3年次の総合演習を選択必修科目化することにより、各学生の勉強の進捗状況や得手 不得手に応じて、柔軟に履修計画を立て、限られた時間内にできるだけ効果的に学習 を進められるよう配慮している。
- ・法律実務演習科目が新設され、書面教育の充実が一層図られている。
- ・一部の必修科目および選択必修科目において試験的に習熟度別クラスを導入し、より 効果的な科目展開の可能性を模索するための資料が蓄積されつつある。
- ・従来の指導教授制度では学生の意思に関係なく各学生の指導教授を設定していたが、 2010年度からは、「学生の選択による指導教授制度」を導入することを決定し、個々 の学生の希望とニーズに応じたきめ細かな指導を行っている。
- ・教育推進会議が再編され、学習をより一層効果的にサポートするための工夫をこらす ための検討が始められている。

[今後の検討課題]

- (1) 教材が法科大学院の教育目的に適っているか、教材の難易度が適切であるかについて、引き続き検討を重ねていくことが必要である。
- (2) 授業評価アンケートの結果を一層建設的な方向に生かすにはどうしたらよいか、学生の要望に対する対応の在り方をどうすればよいかなど、なお工夫の余地がある。
- (3) たとえば習熟度別クラスをより広く展開する可能性、3年次の総合演習のあり方や展開するクラスの数など、クラス編成全般についても引き続き検討する余地がある。
- (4) 効果的な導入教育ならびに書面教育の方法についても、なお工夫の余地がある。特に本年度の法律実務演習科目の実績をふまえて、成果と問題点を検証する必要がある。

第4章 成績評価及び修了認定

1. 成績評価

本法科大学院における成績評価は、大別して各種の試験と平常点によって行われている。 主要な試験は、大半の科目が行っている学期末に実施される筆記試験である。筆記試験に 代えてレポート試験を課す科目もあり、課題を持ち帰り、定められた時間内に提出する科 目もありその態様は多様にわたっている。複数のクラスを開講している「C群 基幹科目」 では全クラスを単位にして学生の実力を測定するため、科目ごとに全クラス統一試験を実 施している。

追試験は、一定の条件を満たし、やむを得ない事情のある学生にのみ認められている。 成績評価は、具体的には、これらの試験などの結果をもとにして評価されているが、多 くの科目では、評価に当り、出席や発表等に基づく平常点、小テスト、小レポート等によ る成績評価をも加味し、常日頃まじめに学習している学生の実力を反映できるシステムと なっている。なお、本法科大学院では、5回以上の授業欠席者は期末試験の受験資格がな くなるので、出席が単位取得の前提となるほか、出席状況等も平常点の一部として成績評 価に加味される。

本法科大学院では、開設時からA+~Fの7段階の評価で学生に成績を通知すると共に、 大学が採り入れているGPA制度を導入している。

各担当者が、教育効果の測定について工夫をしているが、さらに、担当者間の連携を密にして、各系毎に改善・改革の余地がないかを常に点検している。

成績の評価基準、レポート試験の実施要領等が各学期末毎に確認され、それに基づいて 客観的な成績評価を行っている。成績評価基準に従って成績評価が行われることを確保す る措置として、以下の事前・事後手続がある。

- (1) 学生は、成績評価に対して納得がいかないときには異議申立てをすることができる。 申し立て方法は、質問表の提出やクレーム・コミッティへの申し出など多元化している。
- (2) 各科目・各クラスの成績評価分布は、教授会で全教員に周知されるとともに本学ホーム・ページで全学生に公表されている。これにより、成績評価の適正さと客観性を維持する効果を高めている。
- (3) 成績評価基準の徹底化のためにシラバスで説明すると同時に適時に学生にその基準を開示している。

2. 修了認定

本法科大学院を修了した者には、「法務博士(専門職)」の学位が授与される。修了認定の要件は、3年間の在学と所定の履修方法による102単位の取得であるが、法学既修者の場合は、「A群 基礎科目」(34単位)の履修が免除され、また、在学期間も1年間短縮される。

3. 改善された点と今後の検討課題

[改善された点]

- (1) 教員間における合否の評価尺度の共有化を図るために、各学年における到達目標を作成すると共に、各科目の到達目標をシラバスに記載することにした。これにより、科目間で意思が統一化され、より整合性が図られることになった。
- (2) 同一科目でも複数クラスで授業が行われる場合や異なる科目間での評価尺度の共有 化を徹底するために、平常点の付け方等具体的な諸点について詰めあわせを行ったこと により、共有すべき評価尺度、その評価尺度の共有化の手立てなどがより明確となった。
- (3) 昨年度から学期末試験答案内容の良し悪し等に関係した具体的な指導をより積極的に進めてきた結果,かなりの教育効果が現れてきている。たとえば、科目担当教員の判断で複写式の答案用紙を使用することができるようにし、当該科目については学生が試験終了後に自分の答案(副本)を持ち帰ることができるようにした。この方式によれば、試験問題の講評の際に学生が解答した答案を目にしながら、理解を深めることができるので、担当者による利用が増えてきている。
- (4) 絶対評価である「F」の評価基準を70点未満から60点未満に変更した。これにより「A」~「C」に対応する得点に幅ができ、よりきめ細かい評価を行うことができるようになった。ただし、この変更は「F」の基準を甘くするという趣旨ではなく、引き続き、合否に関する評価は厳格におこなっていくこととする。

「今後の検討課題]

- (1) これまでの改革の成果を踏まえ、成績評価を客観的で厳正なものにする努力を重ねていくことが求められる。
- (2) 個々の科目の性格はあるが、科目間における評価基準に相違があるので、さらに検討しながら、その克服を目指したい。

第5章 教育内容等の改善措置

1. 改善措置

[FD委員会]

2004年10月6日の司法研究科委員会(設置認可の時点での名称は研究科委員会。本学の機構改編に伴い,2005年4月1日から研究科教授会と名称変更。以下,「教授会」という。)においてFD委員会の設置を決定した。2010年度は,4月~12月の間に3回開催した。

FD委員会の委員は、「みなし専任」教員(実務家)も含めて、公法、刑事法、民事法、基礎法、外国法の各分野の担当者からバランスよく構成されるように配慮している。ちなみに2010年度の委員は、民事法、刑事法各2人、公法、商法、基礎法、知的財産法各1人の計8人である。

〔教員推進委員会・教育推進会議〕

2009年度より教育推進委員会(11名の委員で構成)・教育推進会議(本法科大学院の科目担当者全員参加)を設け、各科目の履修方法、授業時間割の設定方法、学生の選択による指導教授制の導入、修了生に対するサポート体制、授業内容の改善等々につき、2009年度に教育推進委員会では7回、教育推進会議では10回の検討を行った。そのうち、いくつかの点(例えば、講義・演習とアカデミック・アドバイザーのサポートの有機的連携をはかる)については、2010年度直ちに実施した。2010年度にも教育推進委員会1回、教育推進会議1回を開催し、導入教育のあり方、入学予定者ガイダンスの内容等につき検討した。

また,各教科の間で情報を共有し合うことで教育内容等についてこれまで以上に実質的な検討ができるよう,教育推進委員会を再編した。

[シラバス検討会]

2009年度より、FD活動の一環として、法律基本科目のA群科目(基礎科目)、C群科目(基幹科目)について、民事系(民法・商法・民事訴訟法)、刑事系(刑法・刑事訴訟法)科目を対象に、科目担当教員が系ごとにシラバス検討会を開催し、各科目シラバスの内容、学年毎の教育内容、教育方法、アカデミック・アドバイザーが行っているゼミとの連携等について検討を行っている。また、この結果をもとに教育推進会議でも意見交換を行っている。

〔共通的到達目標(コア・カリキュラム)モデル案の検討会〕

2009年度に2回,2010年度に1回,コア・カリキュラムモデル案について教授会で懇談した。科目担当者によって検討がなされている状況である。

〔学期末試験の講評会〕

これまで、各教員は任意の形で、学期末試験終了後に受講学生に対して当該試験の講評会を行っていたが、2010年度からは、特に基幹科目については2週間程度の期間を設定して講評会が実施されている。

[授業傍聴等]

2005年度に、担当教員の了解を得た上で授業傍聴を行うことが始められ、2006年度には、全科目を授業傍聴対象にすることに決め、また、授業傍聴報告書の作成・提出も行うこととした。そのほか、司法研修所教官や特許庁関係者等の実務家が授業傍聴ために本学を訪れた機会を捉えて、傍聴後に関係教員との懇談の場を設定して、適宜、意見交換を行った。2007年度からは、春・秋学期毎に、約2週間程度の「授業傍聴週間」を設け、各教員が事前の連絡なしに、自由にほかの教員の授業を傍聴できる仕組みを制度化した。傍聴結果の報告文書の提出を義務づけた上で、相互の授業傍聴に関する報告会の場を持ち、各自の授業の改善に役立てることができるようにしている。

また,2008年度からは,授業傍聴の機会を逸した教員のために,代替措置として,各分野・科目を代表する講義をモデル授業としてビデオ撮影し,空き時間にいつでも閲覧できるようにした。さらにビデオを定常的に(たとえば教授会の終了後等の時間を活用して)視聴する等して,授業改善のための情報交換を定期的に行う場を設けることについても,検討を始めている。2009年度に続き,2010年度も,授業傍聴に参加した教員が若干少ないように思われる。

[学生による授業評価アンケート]

学生による授業評価アンケートは、毎年春・秋学期に実施している。 2007年度春学期は7月5日~7月19日、秋学期は1月15日~1月28日に、2008年度春学期は7月8日~7月22日、秋学期は1月7日~1月20日に、2009年度春学期は、7月9日~7月22日、秋学期は1月12日~1月22日に実施した。2010年度春学期は、7月14日~7月27日、秋学期は1月13日~1月26日に実施した。

アンケート実施対象教員は、兼担、兼任を含む全教員で、対象科目は、登録者が10人未満の科目を除く全科目とした。2004年度は、授業について学生からできるだけ率直かつ具体的な意見を集めたいという理由から自由記述のみで実施したが、2005年度からは点数評価による項目を加えて実施している。アンケートは回収後、司法研究科事務室(以下、「事務室」という。)で整理し、各担当教員に配付し、個々の授業内容や方法の改善に役立てている。点数評価の項目については、科目毎にグラフ化し、アンケートの現物と共に各担当教員に配付している。更に、FD委員会では、アンケート結果を授業改善に資するようフィードバックする目的で、自由記述欄の内容について代表的な意見を抽出、整理して、2005年度以降、春・秋学期2度の教授会で資料を配布し、検討内容を報告した。なお、2007年度より学生の要望に担当教員より改善等につき回答することとし、実施されつつある。2010年度もこれまでと同様である。

[授業に関する中間アンケート]

授業評価アンケートは2008年度まで学期末に実施してきたが、この方法では、アンケート結果を当該学期の授業改善に役立てることができない。そこで、2009年度から、それぞれの学期の授業が開始されてから間の無い時期に中間アンケートを実施し、その結果を直ちに授業改善に役立てることにした。2010年度、春学期は5月17日~5月21日に、秋学期は10月25日~10月29日に実施した。

[在学生・修了生の要望の聴取]

教授会終了後に「司法試験合格者の意見を聞く会」を開催し、教材、授業の進め方、その他授業一般について意見を聴取する機会を設けた。また、茶話会形式で「学生との懇談会」も行われた。

[成績評価に対する学生の申立て]

本学では、全学的にGPA制度を導入する際、クレーム・コミッティ制度を同時に設けた。本法科大学院においても大学のクレーム・コミッティの委員の1人を含めて3人の委員からなる司法研究科クレーム・コミッティを設置し、学生からのクレームに対応している。

2. 実務家教員と研究者教員との相互研修

実務家教員、研究者教員それぞれの経験・知見を実際に教育に生かすだけでなく、相互研修の場にもなっているのが、「C群基幹科目」中の演習・総合演習科目である。これらの科目は一部を除いて、実務家教員と研究者教員、実体法と手続法のそれぞれの教員による複数の教員で担当されている。このC群科目は、全クラス統一のシラバスで授業が行われていることから、科目毎に教材の作成、内容の検討、授業進行の打合わせのために定期的に、あるいは開講時までに会議を開き、それぞれの課題につき共通の認識を得るよう努めている。

3. 改善された点と今後の検討課題

〔改善された点〕

- (1)修了生(司法試験合格者)や入学予定者(本法科大学院合格者)を含む学生の意見を聴取して授業内容改善につなげる努力が定着しつつある。また,2009年度末に2010年度のシラバスにつき,公法,刑事法,民事法の各担当者間で意見交換会を持つ等,授業内容改善のための教員間の意志疎通も進みつつある。
- (2)総合演習科目において、実務家教員と研究者教員との意思疎通や役割分担等に改善の余地があると、本法科大学院開設2年目から認識されていた。その後総合演習等の授業の進め方については、科目の特質や教育効果等を総合的に考慮しながら、2008年度には、例えば民事法総合演習については、実体法(民法)の教員、手続法(民事訴訟法)の教員及び実務家教員の3人による授業を改め、実体法の教員と実務家教員、または実体法の教員と手続法の教員の2人を担当者とすることとした。これに加えて、2010年度からは、総合演習科目を選択制にした。また、科目によっては研究者教員のみで担当できるようにしたが、民事訴訟法関係の演習がそのように行われた。この改善により、各回の授業における課題の検討も重複がなくなり、また、学生自身の判断により、理解不十分な科目を集中的に学ぶことができるようになった。

〔今後の検討課題〕

- (1) FD活動の中で明らかになった具体的な問題点を教育内容の改善に活かすための工夫がどうできるのか、FD委員会で引き続き検討を重ねることが必要である。
- (2) 授業傍聴や外部のセミナー,シンポジウムに参加する等して授業内容改善に役立てる積極性が望まれるが、この点でのFD委員会による一層の工夫が期待される。
- (3) コア・カリキュラムモデル案に基づくシラバスの作成および授業内容の改善については、一部の科目について部分的に実施されたが、今後さらにこのモデル案に基づき、 どう改善できるかの検討が継続されていく必要がある。
- (4) 授業内容改善についての学生からの要望にどう対応するのか・対応したかが当該学生に見えるようにする等、学生との信頼関係をより強くする工夫が引き続き求められる。

第6章 入学者選抜等

1. 入学者受入

〔実施体制〕

入学試験は、本法科大学院開設以来、原則として本法科大学院の専任教員の協力の下に 実施されているが、中心になるのは、「司法研究科入試実行委員会」である。委員会は、司 法研究科教授会で決定した次年度の司法研究科入学試験要項に基づいて、当該入学試験の 実施・運営に関する業務及び合否判定原案の検討に関する業務等を厳格に行っている。な お、委員会は、研究科長、教務主任及び研究主任を中心に構成されている。

[アドミッション・ポリシー]

本法科大学院は、公平性・開放性・多様性を重視し、「良心教育」「国際性」「高度の専門性」の3つを柱とする教育理念に基づいて、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加え、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力を身に付けることにより、わが国の司法を担う法曹として活躍しようという強い意志を持つ人材を受け入れるため、アドミッション・ポリシーを設定し、広く公表している。

本法科大学院では、このアドミッション・ポリシーに基づいて多様な人材を受け入れる ため、本法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らし、厳格な基準の下で第1次審査・ 第2次審査を行い、入学者を選抜している。

なお,優秀な法曹となる資質を備えた学生を選抜するためには,出身校を考慮せず公平・ 公正に入学試験を行う必要があり、学内推薦制度は行っていない。

[入学者選抜方法]

本法科大学院の入学試験における募集人数は、2010年度入試は120名(法学未修者40名,法学既修者80名を目安とする)とし、以下の方法で行った。

法学未修者の選抜試験(A1方式・A2方式・A3方式),法学既修者の選抜試験(B方式)は、それぞれ独立の試験であるが、併願(C方式)を認めている。A1方式とは小論文による審査であり、A2方式とは社会経験を有する者を対象とした面接による審査であり、A3方式とはA1方式とA2方式の両方の受験を希望する者に対する審査である。第1次審査は、法科大学院適性試験の成績、学業成績、語学能力、専門能力・資格等を評価して選抜するとの方針で臨んでいる。法科大学院適性試験の成績については、大学入試センターの実施する「法科大学院適性試験」のみでなく日弁連法務研究財団・商事法務研究会の実施する「法科大学院適性試験」のみでなく日弁連法務研究財団・商事法務研究会の実施する「法科大学院統一適性試験」の成績の提出をも受け付け、合否判定に用いている。

第1次審査では、出願書類にもとづいて、以下の基準にしたがって各審査項目の成績上位者を選抜することとし、募集人数の最大6倍程度を選抜することとしている。

- (1) A1方式・A3方式(小論文による審査対象者の選抜), B方式, C方式は以下の3つの基準により行っている。
 - ①法科大学院適性試験の成績、大学学部等における学業成績により選抜
 - ②40名程度を限度として、法科大学院適性試験の成績、英語の語学能力・資格を重

視して選抜

- ③40名程度を限度として、法科大学院適性試験の成績、自己アピールシート及び法律以外の専門能力・資格等を重視して選抜
- (2) A2方式・A3方式(社会経験を有する者を対象とした面接による審査対象者の選
- 抜) は以下の基準により行っている。

自己アピールシート及び法律以外の専門能力・資格,法科大学院適性試験の成績等 を重視して選抜

第2次審査は、法学未修者については、小論文試験により選抜を行うのを原則とするが (A1方式)、社会経験を有する者については、小論文試験に代えて面接試験による選抜も 行う (A2方式)。A2方式の出願資格を有する者は、A1方式とA2方式の併願も認めている (A3方式)。法学既修者については7科目の法律科目試験を課している (B方式)。憲法 (100点)、行政法 (50点)、民法 (100点)、商法 (50点)、民事訴訟法 (50点)、刑法 (100点)、刑事訴訟法 (50点)の合計 500点で行っている。なお、法 学未修者の選抜の小論文試験と法学既修者選抜試験との併願を認めている (C方式)。法学未修者の合格判定に際しては、第1次審査及び第2次審査を通じ、法律に関係する知識・能力及び資格は一切考慮していない。

[自己アピールシート及び各種の能力・資格について]

入学者選抜において多様な知識または経験を有する者を入学させるための措置としては、第1次審査において、適性試験の優秀者と並んで、①学業成績の優秀者、②英語能力の優秀者、③自己アピールシート及び各種の能力・資格から法曹としての適性に優れたと認められる者を、それぞれ選抜することにしている。③においては、特に、単に自己アピールシートの記載が優れているだけでなく、同シートに記載されているほかの志願者にない希少な経験が、法曹としての資質につながるものであるか否かを実質的に審査して選抜している。適性試験の成績も考慮しながら、いずれかの指標において優れた者を選抜することにより、その志願者の特徴的な能力・経歴を重視した選抜ができると考えている。

なお、志願者全員に課す出願書類の一つである自己アピールシートの記載事項として、 大学在学中の専攻、ゼミで取り組んだ分野や卒業論文のテーマなどを新設し、大学におい て何を学んだかについても審査資料に含めることにした。これにより、志願者の社会経験 のみならず、志願者が大学入学以降に得た学識・教養について、その多様性に加え、学生 時代に自発的な学習態度をもって過ごしていたか、専門的知識の修得に意欲的かどうかな どといった事項についても審査資料として選抜することが可能になるものと期待される。

[社会人]

社会人等については、自己アピールシートに記載された法律以外の専門能力・資格,職務経歴,語学能力・資格等に基づいて多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価している。他学部出身者及び社会人の比率が3割程度になるように、2009年度入学試験から、社会人の出願を促し、優秀な社会人を受け入れる機会を拡げるため、3年を超える社会経験を有する者を対象として、面接試験による選抜を実施している。

本法科大学院では,法学部以外の学部・研究科の出身者や社会人(本法科大学院では,「入学時に大学(大学院等を含む。)卒業後3年以上経過している者」をいう。)も積極的に受

け入れるとのアドミッション・ポリシーの下、上記の審査方法により、他学部出身者及び 社会人の占める割合が3割以上となるよう努めている。入学者の内法学部以外の学部・研 究科の出身者及び社会人の占める割合は、2004年度48.71%、2005年度33. 54%、2006年度41.55%、2007年度41.35%、2008年度23.1 7%、2009年29.4%、2010年14.04%である。

[2010年度入学試験結果]

2010年度入学試験結果(2010年4月入学者)は、以下である。

■募集人数 120人(法学未修者40人,法学既修者80人を目安)

■第1次審査

受験者数 558人(A方式159人, B方式273人, C方式126人) 合格者数 531人(A方式148人, B方式264人, C方式119人)

■第2次審査

受験者数 434人(A方式121人, B方式208人, C方式105人)

合格者数 302人(法学未修者97人,法学既修者205人)

なお, 追加合格は行っていない。

■入学者数 114人(法学未修者44人,法学既修者70人)

■入学者の内訳

		法学未修者	法学既修者	全体
入学	者数	44	70	114
性	男性	32	52	84
別	女性	12	18	30
社会	人	11	5	16
出	法学部	33	57	90
身	法学部以外の文系	9	10	19
学	理系	1	0	1
部	その他	1	3	4
平均	年齢	23.5	23.9	23.7
適性	試験平均点(大学入試センター)	57.3	60.2	59
適性	試験平均点(日弁連法務研究財団)	185.3	181.7	183.1

■入学者の出身大学

同志社大学	30	早稲田大学	6
京都大学	12	大阪大学	4
立命館大学	11	金沢大学	3
関西大学	9	関西学院大学	3
神戸大学	6	その他	30

2. 収容定員と在籍者数

本法科大学院の入学定員は、2009年度までは150人、2010年度より120人となり、2010年5月1日現在の在籍学生数は318人であり、在籍者数は収容定員を上回っていない。

入学者数は、2004年度156人、2005年度158人、2006年度154人、2007年度133人、2008年度151人、2009年度136人、2010年度114人である。

入学者数が所定の入学定員と乖離しないようにするため、追加合格の制度を設けている。 追加合格の決定に際しては、在籍者数や定着率等を考慮に入れながら、慎重に検討してい るが、2010年度入試および2011年度入試(2010年9月実施)においては、実 施しなかった。各年度5月1日現在の在籍者数と休学者各数は、以下のとおりである。

	在籍者数					
	在学者数	うち休学者数				
2004 年度	156 人	3 人				
2005 年度	308 人	4 人				
2006 年度	365 人	11 人				
2007 年度	358 人	23 人				
2008 年度	355 人	14 人				
2009 年度	341 人	17 人				
2010 年度	318 人	22 人				

3. 改善された点と今後の検討課題

〔改善された点〕

- 1. 2010年度において、2011年度入学試験にむけて以下のような改正を行った。
- (1) 2008年度入学者に占める他学部出身者及び社会人の比率が3割を下回ったため,2009年度入学試験から、社会人の出願を促し、優秀な社会人を受け入れる機会を拡げるため、3年を超える社会経験を有する者を対象として、面接試験による選抜を導入したところである。しかし、小論文試験に代えて実施されている面接試験による選抜は、多様な知識または経験を有する者を入学させるとするその趣旨・目的にそった効果を十分にあげているとはいえないとの判断により、2011年度入学試験から廃止することとした。

法学未修者については、小論文試験により選抜を行うのを原則とし(A1方式)、社会経験を有する者については、小論文試験に代えて面接試験による選抜も行う(A2方式)とともに、A2方式の出願資格を有する者は、A1方式とA2方式の併願(A3方式)も認めているところであるが、その結果、2011年度入学試験からはA1方式・A2方式・A3方式の区分を廃止して、A方式に統一することとなる。

(2) 自己アピールシートを評価して選抜に用いているところであるが、その記載が受験 生の負担になっているとの判断から、自己アピールシートの記載項目、記載量(字数等) に検討を加えて、一定の簡素化措置を講じた。

- (3) 2011年度入学試験から、受験生の負担や入試日程等を総合的に検討の上、2次審査試験科目についての試験時間配分等について見直しを行った(法律科目試験として7科目を課すことに変更はないが、公法・刑事法・民事法Ⅰ・民事法Ⅱという形式で実施)。
- (4) 2011年度入学試験にあたり、法律科目試験における基準点についての取扱いを 以下のように見直した。
 - ①7分野の法律基本科目試験のうち、民法が基準点に満たないときは不合格とする。
 - ②民法を除く6分野のうち、いずれか2分野以上について基準点に満たないときは不合格とする。
 - ③民法を除く6分野のうち、1分野について基準点にみたないときであっても、当該 分野を含むすべての分野の得点の合計点が合格最低点を上回るときには法学既修者 として合格することがある。なお、この場合においては、当該分野に該当する法律 基本科目は履修免除の対象とならないこととする。
- (5) 2009年度入学試験から法学未修者試験について東京試験場を開設しているところではあるが、さらに2011年度入試において法学既修者試験についても、東京試験場を開設することとしているところである(2009年度決定)。2012年度入学試験においても同様の試験を実施することとした。
- 2.優秀な法曹となる資質を備えた学生を選抜するため、法学未修者・法学既修者に共通の試験である法科大学院適性試験の成績を基本に、学業成績、語学能力、専門能力・資格等を総合的に評価して選抜しているところであるが、入学試験の成績と入学後の学業成績、修了後の新司法試験の結果との相関関係が必ずしも明らかではないといわれている。これらを科学的に分析し、入学試験のあり方の検討に生かす必要があるとの立場から、2009年度においては、2011年度入試制度の改正に向けて、入試制度検討委員会を設けて、入試制度の見直し作業を行ったところである。しかし、今後もこのような作業を継続していく必要があるとの認識の下、教育推進委員会や教育推進会議等の場で、適宜取り上げて検討を進めることとしている。

〔今後の検討課題〕

- 1. 志願者数が激減している状況のなかで、優秀な法曹となる資質を備えた学生を選抜するために、入学試験の成績と入学後の学業成績、修了後の新司法試験の結果との相関関係を踏まえたうえでの、抜本的な入試制度改革を行うことが急務であるとの認識のもと、法曹養成制度としての法科大学院をとりまく環境を注視しながら、実質競争率2倍を超えるように、継続的な見直し作業や入試制度改革が不可欠である。
- 2. 優秀な法曹となる資質を備えた学生を選抜するために、また多様な知識及び経験を有する他学部出身者及び社会人を受け入れるため、これまでも第1次審査における自己アピールシートを重視した選抜枠の設定等、入試制度の改善に取り組んできたところである。

しかし、第1次審査における実質競争倍率が存しない状況のもとではこれらの改善策も十分に機能しているとはいえない。今後の法科大学院制度をとりまく環境を注視しながら、法曹としての素養を備えた他学部出身者及び社会人を受け入れるための方策を検討しなければならない。

3. 2012年度入試にむけては、これまで行ってきた第1次審査の取扱いをどうするか (廃止するか) などの検討が当面は急がれる。第1次試験の現状等を十分に検討した上 で、第1次審査を廃止するか否かかの判断が求められている。

第7章 学生の支援体制

1. 学習支援

[新入生向けオリエンテーション等]

2010年度入学者に対する履修指導は、4月1日(木)、2日(金)の2日間実施した。 4月1日は、施設説明に引き続いて、必修科目について、入学者を法学未修者と法学既修 者に分け、教務担当教員が履修指導をするとともに基礎学力向上委員による指導を行った。 4月2日には、選択科目について、科目担当者が順番に履修指導を行う場が設けられた。 それとは別に、各科目担当者が、研究室での面談等任意の仕方で、学生の履修相談に個別 に応じる態勢もとられた。在学生の力を借りた「履修に関する個別相談」も行われた。選 択科目説明会、選択科目個別相談、履修に関する個別相談は、新入生だけでなく2年次生 及び3年次生も対象にして行われている。

4月5日(月), 24日(土)には法情報調査入門, 4月10日(土)にはオンライン・ データベース講習会が行われた。

なお、履修指導、教育上の指導は、年度の途中でも、必要に応じて行われている。 ガイダンス、履修指導に合わせて講演会も企画し、4月3日(土)「法曹を目指す人々へ」 (田原睦夫氏:最高裁判所判事)と題する講演が行われた。

[「学び方」をテーマにした講演会]

導入教育の意味合いを持たせた2010年度「学び方」講演のテーマは以下である。

- ①4月17日:松岡久和氏(京都大学大学院法学研究科教授)「民法の学び方」
- ②4月24日: 佐伯彰洋氏(同志社大学法学研究科教授)「行政法の学び方」
- ③5月 8日:佐伯彰洋氏(同志社大学法学研究科教授)「行政法の学び方」
- ④5月15日:安田拓人氏(京都大学大学院法学研究科教授)「刑法の学び方」
- ⑤5月22日: 土井真一(京都大学大学院法学研究科教授)「憲法の学び方」
- ⑥6月 5日: 宍戸常寿(東京大学大学院法学政治学研究科准教授)「憲法の学び方」

[入学予定者向けガイダンス等]

2011年度入試合格者(2011年4月入学)向けガイダンス(入試合格者対象)を, 2010年10月23日(土)午後に開催し,カリキュラムの説明,入門ゼミ,修了生による座談会,個別相談会等を行った。

2011年4月入学予定者向けガイダンス(第2次入学手続者対象)を,2011年1月15日(土),16日(日)の2日間にわたって同志社びわこリトリートセンターで開催した。これは,入学予定者の中の希望者と教員とで一泊の合宿を行う形式のものである。入学予定者43名(未修者25名,既修者18名)に加え,教員9名,職員4名,修了生(弁護士)3名が参加した。合宿では,各科目ごとの学習案内,修了生との座談会,教員による小ゼミ等による学習方法の指導等が行われた。

また、2月~3月の土曜日に計5日、10講義の入学前導入教育を実施した。

[オフィス・アワー等]

教員と学生との間のコミュニケーションを図るために、専任教員については全教員がオフィス・アワーを設け、日時、面談方法等を学生に周知して、勉学等の相談に応じている。 担当者の裁量によるものであるが、オフィス・アワーとは別枠で個別面談の場を設けて 各学生のニーズにあった丁寧な指導が推進されつつある。

[指導教授制]

2010年度から学生が希望する教員を選択できる指導教授制度を導入し、学生のニーズや習熟度に応じたきめ細かな指導を行っている。専任教員30名が指導教授になり、270人の学生(全学生の84.6%)を指導している

各学期の学業成績不良者に対しては,指導教授(指導教授を選択していない者は教務主任)が面接し,個別指導を行っている。

[教育補助等]

若手弁護士がアカデミック・アドバイザー (AA) という名称で相談に当っている。また、AAはゼミ形式での指導も担当している。AAは、2010年度は35人(相談形式9人,ゼミ形式27人)である。2007年度からは、「修了生による教育補助」の制度も設け、修了生の中から優秀な者を選抜し、司法研修所への入所までの期間、学生の自主的な学習の指導に当たらせている。

さらに、メディア・サポーター1人を定期的に配置し、情報検索の支援・相談に応じている。

2. 生活支援等

[経済的支援]

経済的支援については、本法科大学院独自に、授業料相当額(1,2年次各9人,3年次3人)ないし授業料相当額の半額(1,2年次各15人,3年次5人)給付制の奨学金制度を設け、さらに、学費の支弁に支障のある学生に対して授業料相当額を限度とする貸与奨学金制度も設けている。後者は無利息であり、原則として希望者全員に貸与が可能なように予算的措置を講じている。これらの奨学金制度は、「同志社大学大学院司法研究科奨学金規程」、「同志社大学大学院司法研究科奨学金規程細則」、「同志社大学大学院司法研究科奨学金規程」及び「同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金規程細則」により運用されており、入学試験要項や本法科大学院司法研究科貸与奨学金規程細則」により運用されており、入学試験要項や本法科大学院パンフレット、本法科大学院ウェブサイトにその概要を掲載し、内容の周知に努めている。また、2010年度より、本学法学部出身者(入試出願時に4年次生もしくは3年次飛び入学見込者)で法学既修者として入学する者のうち学業成績及び入試成績が優秀な者に対して入学後2年間の学費を免除する「同志社大学大学院司法研究科特別奨学金」も新設された。

奨学金をはじめとする学生生活の支援は,大学全体の組織である学生支援センターが行っている。

学生の健康面については、本法科大学院のある建物内に保健センターがある。同センターは月曜日から金曜日までの定められた時間帯に診療を行っており、学生については、受診者に代わって大学が医療費(保険診療分の内自己負担分)を同センターに支払うことに

なっている。なお、同センターは学生健康診断も毎年1回実施している。

〔学生相談〕

学生相談のための大学全体の組織として、カウンセリング・センターがある。本法科大学院の学生に特有の問題に関する生活相談については、教務主任(学生担当)が担当している。前述の指導教授や学生の希望する教員も適宜相談に応じており、事務室が相談に応じることもある。なお、相談を受けた場合は、学生のプライバシーに配慮しながら、学内の関係部課とも連携をとり、相談に対応している。キャンパス・ハラスメントについては、「同志社大学キャンパス・ハラスメント防止に関する内規」、「同志社大学キャンパス・ハラスメント防止に関する内規」、「同志社大学キャンパス・ハラスメント防止のためのガイドライン」に従い、相談員が配置されている。「キャンパス・ハラスメント防止のために」という標題でパンフレットを作成し、学生をはじめとする本学の全ての構成員に対して、キャンパス・ハラスメント防止のためのガイドラインやそのための内規を周知している。

3. 障がいのある学生に対する支援

障がいのある学生から受験の希望が出された場合には、これまでのところ全て対応することができている。不合格あるいは入学辞退等により現在障がい者は在籍していないが、 入学者がある場合、必要とされる学習支援をする用意をしている。

また,全学的な組織の学生支援センターでは,障がい学生支援室を設けており,各学部・研究科と連携をとりながら障がいのある学生へのサポートを行っている。

4. 親睦等

年に2回程度,教員と学生との交流ティーパーティを行い,軽食を取りながらフランクに話ができる機会を設けている。

5. 修了率及び新司法試験の出願者数

各年度の修了状況及び新司法試験出願者数の推移は以下のとおりである。

新司法試験に出願する以外の者は国家公務員,地方公務員,企業法務関係等に進む者や, 旧司法試験に合格した者がいる。

2005 年度修了者 91 人 修了率 95.8%

うち標準年限内に修了した者の数 91人

【内訳】

2004 年度入学生法学既修者 95 人中 91 人修了 修了率 95.8%

うち司法試験出願者数 89 人

2006 年度修了者 132 人 修了率 82.4%

うち標準年限内に修了した者の数 131人

【内訳】

2004 年度入学生法学未修者 61 人中 43 人修了 修了率 70.5%

2005 年度入学生法学既修者 98 人中 88 人修了 修了率 89.8%

うち司法試験出願者数 131 人

2007年度修了者 145人 修了率 87.6%

うち標準年限内に修了した者の数 134人

【内訳】

 2005 年度入学生法学未修者 60 人中 49 人修了 修了率 81.7%

 2006 年度入学生法学既修者 93 人中 85 人修了 修了率 91.4%

うち司法試験出願者数 140 人

2008年度修了者 140人 修了率 82.8%

うち標準年限内に修了した者の数 125人

【内訳】

2006 年度入学生法学未修者 61 人中 40 人修了 修了率 65.6%

2007年度入学生法学既修者 90人中85人修了 修了率 94.4%

うち司法試験出願者数 134 人

2009年度修了者 123人 修了率 79.5%

うち標準年限内に修了した者の数 116人

【内訳】

2007 年度入学生法学未修者 43 人中 31 人修了 修了率 72.1%

2008 年度入学生法学既修者 103 人中 85 人修了 修了率 82.5%

うち司法試験出願者数 121 人

※修了率は、入学者に対し、標準修了年限で修了した者が占める率

※司法試験出願者数は、修了直後の新司法試験に出願した者の数

6. 法曹としての活動状況

本法科大学院の修了生で,新司法試験に合格した者は,2006年度35人,2007年度57人,2008年度59人,2009年度45人,2010年度55人である。

2006年度の合格者の内2人が裁判官,2人が検察官に,2007年度の合格者の内1人が裁判官に,2人が検察官に,2008年度の合格者の内1人が裁判官,2人が検察官に,それぞれ任官した。

また,本法科大学院の特色の一つである「国際性」を生かし,弁護士希望の修了生の中で外資系法律事務所への就職を希望する者もいる。

7. 職業支援 (キャリア支援)

〔これまでの経過〕

2006年度は、キャリア支援担当を置き、3人の教員を配置した。2007年度からは、希望する修了生から自己紹介書の提出を受け、本法科大学院教員等の関係者の閲覧に供し、同志社諸学校出身の法曹からなる「同志社法曹会」にも情報を提供したり、年1回本法科大学院執行部との懇談会を開くなど、就職の斡旋を働きかけている。

また、大学主催で行われる企業との就職懇談会(大阪)に就職委員が参加して、採用の働きかけをしている。企業等からの求人募集や就職説明会の案内があった場合には、掲示等により学生に周知している。さらに、企業等が就職関係の説明会の開催を申し入れた場合には、会場を提供するなどをして積極的に対応している。

本法科大学院修了生の組織である「寒梅会」や実務家教員の協力を得て,適時,就職説明会や就職座談会,講演会を開催し,さらに,日本司法支援センター(法テラス)に関する説明会を学内で開催するなど,学生の法曹としてのキャリア設計を促す機会を設けている。

このほか、明治大学を中心とする12大学の法科大学院と共同で、2007年度文部科学省専門職大学院等教育推進プログラムに採択された「全国法曹キャリア支援プラットフォーム」プロジェクトに取り組んだ結果、ウェブサイトは、2008年5月から本格的に稼動し、6月中旬からは求人情報が公開され、本法科大学院修了生、在学生も利用している。《「ジュリナビ」ウェブサイト〔https://www.jurinavi.com/〕参照》

[司法研究科就職支援チーム]

新司法試験に合格することが厳しい状況を迎える中で、学生のキャリア支援を強化するため、2009年10月26日、本法科大学院に司法研究科就職支援チームを設置し、専属の職員(非常勤嘱託)を配置して、法律事務所の採用情報収集、民間企業の法務職採用情報収集、修了生の就職先の開拓、交渉、就職相談対応等を行っている。現在、求人開拓を行っている対象は企業42社、法律事務所等4社である。

設置後約1年間で計53人,延べ229回の相談があり,うち13人の就職が決定も しくは内定している。具体的な就職先は官庁など多方面に及んでいる。

[サーティフィケーション・システム]

- 2009年度以降の修了生に対して、修了時における成績に基づいて、次の基準により成績優秀者に証明書を発行している。
- (1)全科目の総合成績GPA20%以内の該当者に「極めて優秀」もしくは「優秀」であることを示す証明書を発行している。
- (2) 本法科大学院が定める特定の専門分野のGPA3.3以上の該当者に「極めて優秀」もしくは「優秀」であることを示す証明書を発行している。

8. 改善された点と今後の検討課題

[改善された点]

- (1) 学習支援の一環として、導入教育の意味合いを持たせた、「学び方」をテーマにした講演シリーズが定着し、内容の工夫も進んでいる。
- (2) 入学予定者を対象にした合宿形式のオリエンテーションは参加者の評判もよく,定例化に向かっている。また導入教育の充実化を図り, $2 \sim 3$ 月に計5 日間1 0 講義を実施した。
- (3) 学生の生活や学習の相談に対応するための指導教授制度が定着しつつある。
- (4) 新司法試験の不合格者が多い状況の中で、修了生の進路にはとりわけ厳しいものがある状況の中で、司法研究科就職支援チームを中心にして学生の進路を切り拓く活動が強化されてきているし、また同チームに対する学生の信頼も強まってきている。

〔今後の検討課題〕

- (1) 2011年度入試合格者向けガイダンスの出席者数は73名で、昨年度62名に比べ増加しているが、ガイダンスの実効性をさらに高めるためにも、より多くの合格者に参加してもらう工夫が必要である。
- (2) オフィス・アワー,指導教授制度等の教員による学生支援は確実に前進しているが, 勉学面にとどまらない学生生活全般についてのよりきめ細かい個別指導ができるよう, 一層の検討と努力が必要である。
- (3) アカデミック・アドバイザーに相談をする学生が少ない(1日1~2件程度)などの現状を踏まえ、2011年度より、実務家教員を客員教員として採用し、アカデミック・アドバイザーの活用に一層の工夫を加えることで学生に対する勉学支援効果を高めることを検討している。
- (4)本法科大学院の建物自体が学生の生活拠点となっている現状を踏まえ、学生主任(教員)制度の導入や職員の加配等を検討する必要がある。
- (5) 同志社法曹会,司法研究科就職支援チームの活動の前には法科大学院を取り巻く極めて厳しい状況がある。学生の進路に関係する支援を一層強めることが必要である。また,学生がこの状況を認識して,法曹としての進路あるいはそれ以外の進路についてしっかりとした方針を持って勉学に励むようあるいは社会人としての常識等を身に着けるよう指導を強めることが求められる。

第8章 教員組織

1. 教員の資格と評価

[教員の評価等]

本法科大学院には、2011年1月31日現在、専任教員36人(「みなし専任」4人を含む),兼担教員(本学法学部など本学教員に対する兼担委嘱により任用される教員)13人,兼任教員(学外の大学教員,法曹関係者その他の適任者に対して、嘱託講師としての科目担当委嘱により任用される教員等)47人がいる。2010年度の本法科大学院の入学定員は120人であり、設置基準上必要とされる専任教員数は28人であるが、それよりも8人多い。

専任教員中の研究者教員 28人はそれぞれの専攻分野について教育上または研究上の業績を有しており、みなし専任を含む実務家教員の8人は特に優れた知識及び経験を有している。また、全員がその担当する専門分野について教育上の高度の指導能力があると認められる者である。

[教員の採用・昇進]

教員の採用・昇進に関係する手続の透明性を高め、法科大学院教育にふさわしい教員を採用できるようにするため、「司法研究科教員の採用・昇任等の手続に関する規則」が2010年1月27日の教授会において新たに制定され、これに連動して「同志社大学大学院司法研究科教授会における人件審議に関する内規」が廃止された。同日の教授会では「司法研究科人事委員会規則」も制定され、教授会のもとに人事委員会を置き、中長期の教員人事計画について検討を重ね、また本法科大学院教員全員に各々の専門分野外の人事案件についても推薦権を認める等して具体的に人事を進めるための作業が行われた。

また,本学法学部・法学研究科教員が本法科大学院教員として任用される場合を想定し, 関係規則の一部を改正し,「法学部教員の司法研究科への移籍に関する特則」を設けた。

兼任教員の委嘱は、「同志社大学大学院司法研究科教授会における客員教員・嘱託講師の任用・委嘱に関する内規」の定める手続に従って行われており、研究業績、教育経験を教授会において審査し決定している。兼担教員についても、研究業績、教育経験を教授会において審査し、決定している。

客員教員の任用については、「同志社大学客員教員規程」が適用され、客員教員中の客員教員A、同B、同Cの場合には本法科大学院内の手続については、「同志社大学大学院司法研究科教授会における客員教員・嘱託講師の任用・委嘱に関する内規」が適用される。客員教員中の特別客員教授の場合には、「司法研究科教員の採用・承認等の手続に関する規則」にもとづき、研究科内においては専任教員に準じた手続がなされる。

2. 教員の配置と構成

〔専任教員の構成〕

専任教員36人の構成は、以下の表のとおりである。

表1

			設置	基準必要	教員数*			Ī	専任	教員	(b)			7,	ない	_ 専作	£	在籍学生
	匝宏	在籍								実務	家教	負(内数)	美	ミ務 詞	家教」	員	数(a)/
専攻	収容 定員	学生 数(a)		実務家 教員**	みなし 専任***	教授	准教授	講師	合計	教授	准教授	講師	合計	教授	准教授	講師	合計	東任教員 数(b)
法務	420	307	28	6	4	32	0	0	32	4	0	0	4	2	0	2	4	9.59

- * 設置基準必要教員数の内半数は教授でなければならない。
- ** 専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ高度の実務の能力を有する者。
- ***実務家教員の一部は、専任教員以外のものであっても、1年につき6単位以上の授業を担当とし、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足る。

[全教員の構成]

兼担教員、兼任教員を含む全教員の構成は以下の表のとおりである。

表 2

				人数	小計	合計
	専	専任教員		23		
			裁判官	1		
		実務家・専任教員	検察官	1	36	
専任	実・専		外国の弁護士	1		
			弁理士	1		
	専・他	専任ではあるが、他の学部・プ	大学院の専任教員	5		
	実・み	実務家・みなし専任教員	弁護士	4		96
兼担		研究者			13	
		研究者		15		
			派遣裁判官	2		
兼任		# *	派遣検察官	1	47	
		実務家	弁護士	27		
			その他	2		

[専任教員の所属など]

本法科大学院と本学法学部・法学研究科とに所属する専任教員(いわゆるダブルカウント教員:上記表2の中の専・他)については、2011年度からその二重所属を解消することを2010年12月8日の教授会で決定した。

〔専任教員の年齢構成等〕

みなし専任を除く専任教員32人中全員が教授であり、その内1人は女性教員である。 2011年1月31日現在の専任教員32人の年齢構成は、40代が6人、50代が5人、 60代が18人、70代が3人である。平均年齢は59.84歳である。

3. 実務家教員

上記表2のとおり、専任教員中実務家教員は8人であり、その内4人はみなし専任教員であり、全員が弁護士である。みなし専任教員以外の実務家教員4人の内1人は裁判官として、1人は検察官として日本の法曹実務の経験を有し、1人は米国ニューヨーク州及びグアム地域における弁護士として実務の経験を有し、そして1人は弁理士として実務の経験を有している。専任教員中の2割以上が実務家教員でなければならないという基準や置くことができるみなし専任教員数の基準の双方を満たしている。

2010年度は、実務科目における教育内容の見直しとそれに対応した実務家教員の配置等を検討する「実務科目・実務家教員検討ワーキング・グループ」を立ち上げ、6回の会議を開催した。その結果、2011年度より、現在みなし専任教員である客員教員2人について、専任教員(任期付教員)として採用することとなった。

4. 科目配置

[科目毎の教員配置]

本法科大学院の専任教員,兼担教員,兼任教員の科目別配置は,以下の表のとおりである。法律基本科目については,憲法2人,行政法2人,民法7人,商法5人,民事訴訟法3人,刑法2人,刑事訴訟法3人と,いずれの科目についても,当該科目を適切に指導できる複数の専任教員を置いている。

表3

			専任		兼担	兼任		∄ I.
		研究者	実務家	みなし		研究者	実務家	計
	憲法	2			1			3
	行政法	2						2
法律	民法	5		2	1	5	12	25
法律基本科目	商法	4		1	2		4	11
科目	民事訴訟法	3			2			5
	刑法	2			2			4
	刑事訴訟法	1	2		1		1	5
法律実務 基礎科目		7	2	4			11	24
基礎法学・隣接科目		3			2	1		6
外国法科目		3	1			3	2	9
展開・先端科目		14	1	2	2	6	5	30

^{*}この表の「法律基本科目」とはA群基礎科目、C群基幹科目、「法律実務 基礎科目」とはB群法曹 基本科目及びH群実務関連科目、「展開・先端科目」とはD群科目及びE群科目、「基礎法学・隣接 科目」とはG群科目、外国法科目とはF群科目のことである。

[必修科目]

本法科大学院が教育上主要と認められる授業科目は,「基礎科目」,「法曹基本科目」,「基 幹科目」に必修科目として配当している。

必修の「基礎科目」は17科目,19クラスを開講している。この内12クラスは専任教員が担当し、2クラスは兼担教員が、4クラスは兼任教員が、1クラスは専任教員と兼担教員がペアで担当している。

必修の「法曹基本科目」は3科目、9クラスを開講している。この内、派遣裁判官である兼任教員だけが担当する1クラスを除く他の8クラスの担当者には専任教員が加わっている。

必修の「基幹科目」は11科目,66クラスを開講している。この内54クラスは専任教員が担当し、12クラスは兼担教員が担当している。

選択必修の「基幹科目」は7科目、36クラスを開講している。この内34クラスは専 任教員が担当し、2クラスは兼担教員が担当している。

^{*}科目別に延べ人数としてカウントしている。

[専任教員のクラス担当比率]

以上130クラスの内83.1%に当たる108クラスは専任教員が担当している。必修科目の中には複数の教員が担当する科目があるが、「民事訴訟実務の基礎」の1クラスを除いて、当該授業科目の内容・実施・成績評価については専任教員が責任を持っている。「民事訴訟実務の基礎」の1クラスについては、主に派遣裁判官である兼任教員が成績評価等に責任を持っている。

〔科目配置の特色〕

本法科大学院の教育理念となる3本の柱は、「良心教育」、「国際性」、「高度の専門性」である。特に、基礎法、外国法の科目を多数設置することで、豊かな人間性や洞察力を涵養し、国際的な広い視野を身に付けさせることに努めている。また、渉外法務に強い法曹を養成するため、9人の教員が外国法科目を、5人の教員が国際関係法科目を担当している。高度の専門技能を備えた法曹を養成するため、30人の教員が何らかの展開・先端科目を担当して、多様なニーズに応える態勢を採っている。ここで言う教員には、専任・兼担・兼任教員が含まれている。

5. 研究環境

〔担当単位数〕

専任教員の年度毎の担当単位数は、以下の表 5, 6 のとおりであり、3 0 単位以上授業を担当している教員は、2 0 0 7 年度以降存在していない。

表 5, 6

表 5 授業担当単位数《同志社のみ》

年度 単位	2006	2007	2008	2009	2010
20 以下	13	19	18	21	21
20~25	8	10	9	7	8
25 以上 30 未満	7	4	5	5	3
30 以上	5	0	0	0	0
計	33	33	32	33	32

^{*}みなし専任はのぞく。

表 6 授業担当単位数《他大学含》

X • KX117 EX (E/C) E/					
年度 単位	2007	2008	2009	2010	
20 以下	18	16	17	20	
20~25	10	10	10	9	
25 以上 30 未満	5	6	6	3	
30	0	0	0	0	
30以上	0	0	0	0	
計	33	32	33	32	

^{*}みなし専任はのぞく。

[在外研究等]

本法科大学院の専任教員(みなし専任教員は除く)は、「同志社在外研究員規程」、「同志 社大学在外研究員内規」、「同志社大学国内研究員規程」に基づいて、在外研究や国内研究 を申請することができる。2009年度~2010年度にかけての在外研究者は以下のと おりであるが、カリキュラム構成上、長期の研究専念期間を確保することが困難な状況に ある専任教員が少なくない。

表 7

研究専念期間利用実績及び 2011 年度予定				
	研究専念期間	滞在先	研究課題	
高橋 宏司	2009 年 9 月 8 日~	ヴェルサイユ大学	国際商事仲裁の法と実務および	
	2010年9月7日	(フランス)	国際私法の研究	
		スイス比較法研究所		
		(スイス)		
		ハーグ国際私法会議		
		(オランダ)		
Colin P.A.	2010 年 8 月 21 日~	University of Victoria	アジア太平洋地域の比較法(国際	
Jones	2011年8月20日	(カナダ)	家族法を含む)	
		University of		
		Cambridge(イギリス)		
竹中 勲	2010年10月15日~	ステッツォン大学ロース	高齢者法の憲法公法学的日米比	
	2011年10月14日	クール(アメリカ)	較法的研究	

[事務体制]

本法科大学院には、事務長を含む4人の専任職員がいる。ほかに9人の契約職員等がいて、教材作成補助・印刷、国際教育プログラムの業務、教員の個人研究費支出に係る事務処理・本法科大学院図書室の図書資料受入関係業務等を担当している。ほか、6人の職員が図書室のカウンター業務等を委託され、レファレンス・ライブラリアンとして専任教員を含む利用者からの質問に対応している。

以上の職員は全て専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するための適切な資質及び 能力を有している。

〔教育補助〕

本法科大学院では、「同志社大学ティーチング・アシスタントに関する内規」に基づいて、 本学の法学研究科博士前期課程・後期課程等の学生をティーチング・アシスタントとして 任用している。ティーチング・アシスタント (TA) は、授業教材の準備や演習の運営補助、学習上の指導・相談などの教育補助業務を行っている。また、上記研究科の学生等の 中から、授業補助のみを行うものとして、スチューデント・アシスタント (SA) も任用 している。年度毎の任用数は、以下の表のとおりである。

なお、TA・SAとは別個に、「修了生による授業補助」として修了生がSA業務を担当するケースもある。

表 8

ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタント任用数

	ティーチング・ アシスタント (D)	ティーチング・ アシスタント (M)	スチューデント・ アシスタント
2004 年度	9人	0人	_
2005 年度	5 人	9 人	16人(*)
2006 年度	12 人	10 人	17 人
2007 年度	8人	16 人	16 人
2008 年度	9 人	22 人	13 人
2009 年度	6 人	26 人	11 人
2010 年度	5 人	28 人	6 人

*スチューデント・アシスタントの前身ティーチャーズ・アシスタント

*表中の(D)は大学院博士後期課程の大学院生,(M)は同前期課程の大学院生

6. 改善された点と今後の検討課題

[改善された点]

- (1) 新設された人事委員会を中心にして、全司法研究科教員が全て分野の教員人事に責任を持つという観点から具体的に人事が進められることで、人事に関する透明度が高まった。
- (2) 定年延長に係る人事手続を手直しし透明性を高めた。
- (3) 学内の制度変更により、2012年度から5年間に本法科大学院から6名を在外研究に派遣できる枠ができる等、専任教員が研究専念期間を申請できる流れができつつある。
- (4) 学生の質問に答える等,学生指導の負担が極めて大きい中で,それら学生指導の負担を,1学期に15回実施する「学習指導」として,就業規則上の授業担当時間に算入することで教員の負担を軽減できる道筋が拓かれた。これは,本法科大学院立ち上げの時から念願とされていたことである。
- (5) 一人の教員が本法科大学院と法学部の二つの教員組織に同時に所属するいわゆる教員のダブルカウント状態が該当教員全員についてようやく2011年4月から解消されることになった。そのことで、該当教員はそれぞれの所属組織でその所属組織にのみ責任を持って職務に専念できることになり、また、特に教員人事について本法科大学院としての将来計画に見通しを持つことができるようになった。

〔今後の検討課題〕

- (1) 教員の教育、研究環境の整備・改善のために何が必要であるのかについて本学法学部・法学研究科の協力も求め今後とも真剣に検討を深め、質の高い教育を行いながら研究にも力を入れることができるようにしていくことが求められる。
- (2) 本法科大学院の将来を担う後継者教員の養成の問題について検討を進めることが求められる。
- (3) 補充人事等人材の確保が各分野について困難な状況になっており、長期的な展望で人事計画を立てる等その対処方について継続的に検討することが必要である。
- (4) 学生指導の負担が授業負担として勘案できる制度ができたが、それが教員の負担軽減に実際につながる制度になるよう検討を重ねて行くことが必要である。

第9章 管理運営等

1. 管理運営の独自性

〔教授会等〕

「同志社大学専門職大学院学則」第46条第1項に基づき、本法科大学院の運営に関する重要事項を審議する教員組織として、司法研究科教授会(以下、「教授会」という。)が置かれている。教授会の組織及び運営に関する事項は、同学則第46条第4項の委任に基づき、「同志社大学大学院司法研究科教授会規則」に定められている。教授会の構成員は、本法科大学院の専任教員の他、特別客員教授も含む。教授会には、事務職員(事務長・係長)も陪席する。

「同志社大学大学院司法研究科教授会規則」第3条第4項(「研究科長は、必要に応じて構成員以外の教員を教授会に出席させることができる。ただし、この教員は議決には参加できない。」)に基づき、みなし専任教員に対しても教授会の開催を通知している。欠席したみなし専任教員には、当日配付された資料を手元に届ける。教授会の定例会議は、月1~2回であり、他に、臨時会議を開催することがある。

みなし専任教員を含む全ての専任教員は教育推進会議の構成員であり、教育課程の編成 については、この委員会で懇談している。

みなし専任教員は、教授会及び教育推進会議に出席の上、本法科大学院の教育活動等について自由に意見を述べることができ、教育課程の編成等について責任を分担している。 但し、教員の人事案件等について投票権は認められていない。

[研究科長等]

「同志社大学専門職大学院学則」第47条に基づき、本法科大学院には、司法研究科長が置かれている。研究科長は、「同志社大学大学院司法研究科役職者に関する内規」に基づいて、教授会の場において専任教員から無記名投票によって選出される。任期は1年である。研究科長は教授会を招集し、主宰する。

執行部は、規則に明文化されてはいないが、当研究科において慣例上確立された組織であり、「同志社大学大学院司法研究科役職者に関する内規」に定められた役職者(研究科長、教務主任4人、研究主任1人)によって構成されている。執行部は毎週水曜日に定例会議を開催し、教育研究活動に関する事項全般についてその方針を策定の上、教授会へ報告・提案している。事務長、係長が必要な資料等を用意して執行部定例会議に陪席し、同会議の運営を支えている。

[各種委員会]

2010年11月24日開催の教授会において、教育推進委員会の再編が承認された。 同委員会は、本法科大学院における教育成果の一層の向上を目的とし、執行部のメンバー に6名の専任教員を加えた構成とされ、検討し決定した事項については、各分野との連絡 調整を行う等、教務主任を補佐する役割を担う。

その他,本法科大学院に設置されている委員会等は,以下である。企画・広報委員会, 国際交流委員会,研究教育環境委員会,FD委員会,自己点検・評価委員会,学生支援委 員会,教育推進委員会,人事委員会,アカデミック・アドバイザー担当,エクスターンシ ップ担当,司法研究科クレームコミッティ,法教育に関する学外団体の調整担当である。 みなし専任教員を含む専任教員は、いずれかの委員を担当することとし、執行部及び他 の委員会との連携を図りながら、それぞれの分掌事項の企画、検討、処理を行っている。

〔本法科大学院の自律性〕

本学の大学評議会は、学長、各学部長・研究科長及び学長が任命する部長・所長等で構成される、本学の最高意思決定機関である。学則改正を伴う教育課程の改正、教員の採用人事・昇任人事等については、この大学評議会での承認を得ることが必要であるが、同評議会は、各学部・研究科の教育・研究活動に関する重要事項について、各教授会における決定内容を尊重した審議を行っている。本法科大学院の教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜といった、法科大学院の独自性の強い項目についても、本法科大学院の教授会の決定内容が尊重されている。学位授与に関する事項は全学的機関である研究科長会の承認事項であるが、ここでも、各研究科教授会の決定が尊重されている。

本法科大学院の運営に係る財政上の事項については、各研究科長も構成員である予算委員会、大学評議会の議を経て決定されるが、本法科大学院の意見を聴取する機会が設けられている。具体的には、大学全体の予算策定に当たり、毎年、本法科大学院から必要な予算を要求している。また、研究科長は、大学執行部に対して本法科大学院の運営に係る財政上の事項に関する意見を口頭あるいは文書で上申できる。

[事務体制]

本法科大学院の管理運営のための事務体制として,司法研究科事務室を設置している。 専任職員は,事務長,庶務・教務係長及び係員2人であり,入試実施を含む教務事務全般, 教員・学生との対応,他部課との連絡・調整業務等を担当し,必要に応じて本法科大学院 内の各種委員会の会議にも陪席している。

専任職員以外の職員は、教員の個人研究費支出に係る事務処理等を担当する者1人、本 法科大学院図書室の図書資料受入関係業務等を担当する者1人、各種伝票処理等の庶務業 務を担当する者1人、簡易な内容の学生対応や教材印刷等を担当する者5人、国際交流関 係業務を担当する者1人である。

専任職員は、「同志社大学職員研修内規」による研修制度に参加し、職員としての能力向上に努めている。また、専任職員は、原則として毎週1回会議を開き、連絡、調整、意見交換を行う等、本法科大学院の管理運営が適切に行われるように努めている。

[予算]

本学の予算は、毎年度、全学諸機関の長で構成する予算委員会での審議、大学評議会での承認を経て決定される。本法科大学院における教育活動等の予算も、他学部・他研究科と共にこの会議で決定されている。

教員の個人研究費,教員用の学術資料購入経費(「研究室学術資料費」),学生用の学術資料購入経費(「大学院学術資料費」),「大学院教学充実費」,「大学院学生印刷費補助)」等は所定の積算基準により算定されるが,本法科大学院の教育活動を適切に実施するため,「大学院教学充実費」について特別加算が行われている。また,毎年度,本法科大学院の教育活動等に関する特別予算措置が認められており,2009年度に続き,2010年度も,

通常の経費以外に特定事業経費が承認されている。

本法科大学院は,「大学院教学充実費」から,授業教材の無料配付,法科大学院生教育研究賠償責任保険の保険料全額大学負担,エクスターンシップ研修料の一部大学負担等の支出も行っている。

2. 今後の検討課題

執行部を中心とした運営体制は、日常の迅速な対応に資するが、他面、執行部メンバーの負担が過重になりがちな面を否定できない。また、例えば、教育推進委員会の動きと連動した各分野単位の会議全体の活性化、情報の共有化を一層進めなければ、カリキュラム全体の改善に支障が生じるおそれなしとしない。

第10章 施設,設備及び図書室等

1. 施設

本法科大学院の諸施設は、寒梅館の2階、4階及び5階に配置されている。

〔寒梅館2階〕

寒梅館2階には、講義用教室3室(50人収容,76人収容,118人収容)、演習用教室4室(各30人収容)及び模擬法廷兼用教室1室(50人収容)の8室がある。

講義用教室及び演習用教室は、法科大学院の授業を考慮し、学生席は教卓を中心に馬蹄形ないし扇形に配置している。本学の教室は全て教務部が一括管理しており、寒梅館の教室も例外ではないが、上記の教室は本法科大学院の授業のために優先的に使用することが認められている。本法科大学院が使用しない時間帯における臨時的な使用を除き、上記の教室で、他学部・他研究科の授業等は行われていない。

寒梅館2階8教室の総面積は、921.9㎡である。

[寒梅館4階・5階]

寒梅館の4階・5階は、本法科大学院の専用フロアであり、本法科大学院が管理・運営を行っている。

4階には、事務室(132.5㎡)、図書室、情報検索室、学生自習室、学生共同研究室(19.4㎡)、学生用ラウンジがある。学生はLANを使うことにより、学生自習室等から図書室所蔵の図書の検索やオンライン・データベースの利用も可能である。

5階には、教員用個人研究室(36室:平均面積20.53㎡:専任教員・みなし専任教員・派遣裁判官・派遣検察官等が使用)、教員用ラウンジ(56.9㎡)、嘱託講師控室、アカデミック・アドバイザー用相談室、教員共同研究室、研究科長室兼応接室、就職支援チーム室、教材印刷室、教員・学生交流ラウンジ(120.0㎡)、セミナー室2室(30.7㎡、52.7㎡)、学生共同研究室(22.5㎡)、学生談話室1室(15.3㎡)、学生用自習室がある。

嘱託講師控室は、アカデミック・アドバイザー用相談室との兼用としているが、アカデミック・アドバイザーの勤務は19時からであるため、嘱託講師の使用には全く支障はない。

教員と学生の面談は、教員個人研究室のほか、アカデミック・アドバイザー用相談室、研究科長室兼応接室、教員ラウンジ、教員・学生交流ラウンジで行うこともできる。

4階・5階の学生自習室の総面積は1470.6㎡である。在学生約300人に対して、476台のキャレルを設置しており、学生は、1人1台のキャレルを固定席として休・祝日を問わず24時間利用することが可能である。

さらに、キャレル数に余分があるため、司法試験準備のために自習室のキャレルの使用を希望する修了生には、「司法試験準備生」という制度を設けて、一定の利用料を徴収し、キャレルを固定席として使用することを認めている。

2. 設備

教員用個人研究室には、執務用机1個、長机1個、学生対応用椅子3脚、可動式書架(約80㎝幅6段の書架9個分)が標準仕様として備え付けられている。必要に応じて書架を増設することも可能であり、PCやプリンタ等、教育・研究に必要な機器については個人研究費(年間49万円)で購入することも可能である。

教室には、固定式のプロジェクターも設置している(模擬法廷兼用教室を除く)。模擬法廷兼用教室には、音声認識による自動編集システムを備えた法廷シーンの撮影設備を設置している。

教室、学生自習室等には、無線LANが整備されているほか、全ての机にPC用情報コンセントと電源コンセントが備えられている。教員用個人研究室、アカデミック・アドバイザー用相談室兼講師控室については、各部屋にPC用情報コンセントと電源コンセントが備えられている。

教員は、同志社大学の学修支援システム「DUET」及び e-learning システムである「e-class」を利用することにより、ネットワークを通じて学生に連絡事項を伝えたり、授業の教材を配付したりすることができる。また、学生による効率的な自習を可能にするため、名古屋大学法科大学院が開発した法的知識理解度確認システム「学ぶ君」も導入している。

3. 図書室

図書室及び情報検索室は、本法科大学院専用であり、合計の総面積は445.2㎡である。図書室の座席数は60席、図書室に隣接した情報検索室の座席数は20席である。

〔図書室の職員〕

図書室は、2011年1月31日現在で、6人が閲覧サービス業務を交代で担当している(学外業者への業務委託)。6人全員が、司書資格を有する者であり、開室時間中は常時有資格者が窓口において対応できるようにしている。情報検索応用能力試験2級(サーチャー)や初級システム・アドミニストレータの保有者もいる。また、担当者は研修会や講習会等に積極的にも参加し、法情報調査能力の向上に努めている。

〔図書及び資料の所蔵〕

本法科大学院の図書及び資料の所蔵状況は,2011年1月31日現在で,図書約16,500冊(内外国書2,300冊),学術雑誌約320種,視聴覚資料(憲法教材ビデオ15点・アメリカ法参考 DVD18点・辞典 CD-ROM等),オンライン・データベース8種(LLIオンライン,TKCローライブラリー,第一法規法令履歴,Lexis.com,Westlaw.com,Heinonline,Beck-online,Juris online)である。学生は,LLIオンライン,TKCローライブラリーを含む複数のオンライン・データベースに自宅からもアクセスすることが可能である。

本法科大学院では、研究教育環境委員会を設置し、教員の教育・研究及び学生の学習に 必要な図書及び資料を整備するための予算や図書購入の内容等について検討、決定してい る。また、各教員が、随時、図書室に所蔵すべき図書及び資料を選別し、購入を求めるこ とができる体制も採っている。 専任教員以外の派遣裁判官・派遣検察官についても、図書購入を希望することができる。 図書収集等の担当職員は、各教員に対して、新刊図書のリストなど、図書室に所蔵すべき 図書及び資料の選別に必要な資料を定期的に提供し、図書購入に関しては、学生からのリクエストも受け付けている。

図書・資料を適切に管理、維持するため、年に1回、蔵書の総点検を実施するとともに、日常的にも点検し、再製本、修理等が必要な場合には、直ちに対応している。開架方式であるため、図書等の配置が正常であるか等の点検も日常業務に組み入れている。また、図書の無断持ち出しを防ぐためBDS(Book Detection System、入退館管理システム)も設置している。

〔教員・学生への支援業務〕

図書室・情報検索室の開室時間は、月曜日から金曜日が9時から22時、土曜日と日曜日が9時から18時である。図書室には、開室時間中、レファレンス対応能力のある職員が常駐し、図書の貸出・返却はもちろん、文献・資料の所蔵調査や判例検索、キーワードからの文献情報検索等を短時間で行える体制を確立している。また、改訂版が出た場合には、旧版に目印を貼付するなど、利用に便利なサービスを行っている。

教員に対しては、メールや電話でのレファレンスにも応じている。また、新着雑誌については、申請のある教員に対して10点(本法科大学院所蔵以外の雑誌も含む。)までコンテンツサービス(雑誌目次情報の提供)も行っている。また、新着図書のリストを毎週掲示板に掲示したり、情報誌(「データベース紹介」、「図書室だより」)を発行するなど、学生・教員に対して有用な情報を提供している。

また、PC35台(内蔵書検索用1台)とプリンタ2台、コピー機3台を図書室に、PC20台とプリンタ2台を情報検索室に置いている。教員、学生が機器類を操作する際の支援のため、メディア・サポーターが定期的に待機している。

4. 改善された点と今後の検討課題

[改善された点]

(1) 4階学生自習室に隣接するラウンジの空調及び照明の改修を行い、ラウンジでの休息や読書が季節・時間を問わず快適な環境のもと、行えるようにした。

〔今後の検討課題〕

- (1) 学生同士の自主的なグループ学習のための場所をさらに拡充する必要がある。
- (2) 図書・資料を所蔵するスペースが足りなくなる事態に備えて、図書室スペースを拡充する必要がある。

第11章 自己点検及び評価等

1. 自己点検・評価

本法科大学院における教育活動等の点検・評価について第三者による客観的,多角的視点からの検証も加えるため、2007年2月1日から、司法研究科自己点検・評価委員会(2005年設置)の特別委員として、法律実務に従事し法科大学院の教育に関し広く高い識見を有する学外者2人(研究者1人、実務家1人)を委嘱している。

特別委員の評価を経て、本法科大学院のウェブサイト等でこれまで公表された自己点検・評価報告書は以下である。『同志社大学大学院司法研究科(法科大学院)の現況』(自己点検評価の対象期間は、2004年4月~2007年1月である)、『同志社大学大学院司法研究科(法科大学院)の現状と課題―自己点検・評価報告書 2009年2月~2010年3月―』(2010年3月)。

本法科大学院は、2008年度、大学評価・学位授与機構による認証評価を受けるために2007年3月7日、「認証評価準備委員会」を設置して、2008年6月に『法科大学院認証評価 自己評価書』を作成し、同機構に提出したが「再評価」試験を実施していることを理由として「不適合」との評価を受けた。しかし、2009年6月に追評価申請を行い、2010年3月には「適合」の評価を受けた。

なお、本法科大学院が今後当然に専ら大学評価・学位授与機構に認証を申請する趣旨ではないが、同機構の基準ないし解釈指針の改定に伴い、2011年1月12日の教授会において、本法科大学院自己点検・評価委員会規則を改正した。改正内容は、自己点検・評価項目として本章を旧9章(管理運営等)から独立させ、あわせて、これまでの実績通り、上記の報告書の作成を毎年行うべき旨規則に明記したものである。

2. 情報の公表

本法科大学院及び同志社大学,学校法人同志社では,教育活動等の状況について,毎年度,印刷物の刊行やウェブサイトに掲載することにより,受験生のみならず社会一般に広く周知を図れるよう,積極的に情報を提供している。その主な内容は,以下のとおりである。

〔印刷物の刊行〕

- (1)「同志社大学法科大学院パンフレット2011」:本法科大学院の特色,人材養成指針,アドミッション・ポリシー,ディプロマ・ポリシー,カリキュラム・ポリシー,カリキュラム及び開講科目と担当者名,履修モデル,学習環境,奨学金制度の概要,入学試験の概要,学生納付金等が掲載されている。(同志社大学司法研究科)
- (2)「司法研究科英文パンフレット」(同志社大学司法研究科)
- (3)「同志社大学大学院案内2011」: 同志社大学大学院全体を紹介する小冊子であり、本法科大学院についても紹介されている。(同志社大学)
- (4)「同志社大学大学案内2011」(同志社大学)
- (5)「同志社大学基礎データ集2010」(同志社大学)
- (6)「ファクトブック同志社2009」(学校法人同志社)
- (7)「学校法人同志社事業報告書2009」(学校法人同志社)

[ウェブサイトへの掲載]

- (1) 本法科大学院ウェブサイト [http://law-school.doshisha.ac.jp/index.html]:ホームページをリニューアルし、そこには、本法科大学院の概要、カリキュラム、教員紹介、在学生・新司法試験合格者の声、入試情報、「同志社大学大学院司法研究科(法科大学院)の現状と課題―自己点検・評価報告書 2009 年 2 月~2010 年 3 月―」等が掲載されている。
- (2) 同志社大学ウェブサイト [http://www.doshisha.ac.jp/japanese/]: 本法科大学院ウェブサイト以外に大学全体のウェブサイトで以下の情報が公開されている。
 - ①大学院学則,專門職大学院学則,法科大学院学則,大学院一般内規 [http://www.doshisha.ac.jp/students/curriculum/gakusoku.php]
 - ②成績評価結果の公表〔http://duet.doshisha.ac.jp/info/gpaindex.jsp〕
 - ③奨学金制度〔http://www.doshisha.ac.jp/students/support/shougaku/gakuin_l.php〕
 - ④「大学基礎データ集」(沿革,組織図,学生数,入学試験,学生異動,修了者数,奨 学金の給付及び貸与状況等)

[http://www.doshisha.ac.jp/information/outline/basic_data/index.php]

記載事項一覧表				
	ウェブサイト	パンフレット	大学院案内	
(1) 設置者	0	0		
(2) 教育の理念及び目標	0	0	0	
(3) 教育上の基本組織	0	0	0	
(4) 教員組織	0			
(5) 収容定員及び在籍者数	0	0		
(6) 入学者選抜	0	0		
(7) 標準修了年限	0	0	0	
(8) 教育課程及び教育方法	0	0	0	
(9) 成績評価及び課程の修了	0			
(10) 学費及び奨学金等の学生支援制度	0	0	0	
(11) 修了者の進路及び活動状況	0	0	0	

3. 教員の情報の公開

専任教員については、担当科目、略歴、最近5年間の研究上の業績を含む主要な研究業績、学外での公的活動や社会貢献活動を本法科大学院ウェブサイトで公表している。兼担教員、兼任教員についても、担当科目、略歴にとどまらず、主な業績、社会活動歴、著書等をウェブサイトで公表するようにしている。また、本法科大学院のパンフレットにおいても、専任教員、兼担教員、兼任教員の略歴と社会貢献活動を紹介している。

4. 情報の保管

自己または外部による評価の基礎となる情報は、本法科大学院が調査・蓄積した情報、 自己点検・評価委員会に関する文書及び学内外に公表した文書を含めて、司法研究科事務 室において厳重に保管している。

本法科大学院は文書保存年限を定めており、認証評価に際して用いた情報については、 全て評価を受けた年から5年間以上保管することとしており、そのための保管場所を確保 している。

評価の基礎となる情報については事務室で保管しているほか,定期試験問題,答案現物 及び成績関連資料等は,文書保管倉庫を同一校地内に確保して,保管している。試験問題, 答案等の成績関連資料は,年度別,科目別に整理してこの倉庫に保管している。

5. 今後の検討課題

自己点検・評価委員会の作業やその成果の公表, さらに当研究科情報の公表の実施は, 従来の経験を経て, 安定・確立した感がある。当研究科教員が, 雑誌への寄稿を通じて情報発信を行う例もある。今後は, 点検・評価結果を受けての組織的な自己改善の過程を一層円滑に働かせることが課題である。